

大正末期から昭和初期にかけての石炭業カルテル資料：麻生家文書抄録

新鞍, 拓生
九州大学石炭研究資料センター

<https://doi.org/10.15017/13789>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 18, pp.139-178, 2003-03-25. 九州大学石炭研究資料センター
バージョン：
権利関係：

【資料紹介】大正末期から昭和初期にかけての石炭業カルテル資料

——麻生家文書抄録——

新 鞍 拓 生

解説

周知のように、筑豊地域の有力鉱業主であった麻生太吉は、大正一〇年（一九二一）に設立された石炭鉱業連合会の初代会長を勤めた（在任期間は、大正一〇年から昭和八年（一九三三）まで）。同会は「石炭鉱業ノ進歩統一並ニ相互ノ親睦ヲ図ルヲ目的トス」とあるように、石炭鉱業の発展を目的として設立されたが、同時に、「石炭市価の安定を図ること……之等の目的を達成」することも、重要な課題の一つであった。これらからすると麻生は、大正末期から昭和初期の石炭業カルテルにおいて、重要な地位を占めていたことになる。

この時期の石炭業カルテルに関しては、すでに荻野喜弘¹⁾、松尾純廣⁴⁾の各氏の研究がある。それらの研究においては、カルテル内における財閥系炭鉱業会社の優位に基づくカルテル運営を前提とされている。しかし、以前私が麻生太吉のカルテル活動について述べたように⁵⁾、当該期の石炭業カルテルは、三井、三菱といった財閥系企業が必ずしも主導権を保持していた訳ではないし、また、カルテル参加の有力企業間での利害の相

違もあつた。さらにいえば、カルテル内においては、企業間の対立ないし競争という側面と、地方鉱業組合間の対立という側面の両面があつたのである。特に、大正一五年以降のカルテル運営においては、地方間の送炭制限率の格差が撤廃されて同一制限率となつていたため、地方間の利害の相違、対立が以前に比べて顕著になつたといわざるを得ない。ここで掲げる資料によつて、以上のようなカルテル実施の過程、カルテル内部の利害の相違、およびそこにおける筑豊地場鉱業主の立場が多少なりとも明らかにできるのではないかと考えたため、以前発表した拙稿の他に、あえて本稿を発表する次第である。以下、各資料の特徴を簡単に述べておくと、次のようになる。

まず、石炭鉱業連合会設立の発端となつた大正一〇年のカルテル結成に関しては、資料一から一一までかかげておいた。資料一にあるように、送炭制限の発起は大正一〇年一月、佐藤慶太郎により麻生太吉に対して行われた。その後佐藤の情報収集により、三菱の送炭制限に対する態度が麻生に対して知らされ（資料二）、それに応じて麻生、松本が同年二月

を中心に財閥系炭鉱業会社などと会合を持って各社の意向を情報収集し（たとえば資料六）、送炭制限に対する反対が見られなかった（資料七）ので、三月に筑豊石炭鉱業組合にて送炭制限に関する協議を行うこと（資料八、九、一一）が決まった。結局送炭制限は同年五月より、全国有力鉱業主間で行われることとなった。石炭鉱業連合会は同年一〇月に設立され、麻生太吉が初代会長に就いたことは、すでに述べた通りである。また、翌大正一一年の送炭制限を実施するか否かについて筑豊有力鉱業主間で議論となっていたことが、資料一二、一三などにおいて記述されている。

麻生太吉の石炭業カルテルにおける活動は、その後大正一三年まではほとんどない。麻生の活動が目立つようになるのは、いったん送炭制限が撤廃された大正一四年から以降においてである。同年は自由送炭となつて送炭高が伸張したが、炭況は不振となつたため、同年中頃から、送炭制限を再開する意見が出された。佐藤慶太郎は同年七月（資料一四）以降、炭況の悪化を理由に送炭制限再開を唱えており、それを承けて麻生、松本健次郎が送炭制限に関する三井、三菱といった有力各社の意向を探るに至つた（資料一七）。しかし両社の送炭制限に対する態度は未定であり、結局同年九月に送炭制限に関する調査委員を選定し、同月中に、翌大正一五年度の送炭調節に関する決定を見た（資料一八）。しかしここにおいて、筑豊石炭鉱業組合内の貝島鉱業から送炭制限に難色が表示された。貝島は、すでに一四年度に自主的に送炭制限を行つており、制限した送炭高を基準としたさらなる送炭制限には、反対をせざるを得なかつたのである。送炭制限を推進する石炭鉱業連合会の正副会長であり、また貝島と同じ筑豊地域の有力鉱業主たる麻生と松本、さらに送炭制限を

主唱した佐藤慶太郎は、貝島の代表貝島太市を説得するべく、いくどか貝島と交渉を行ったことが、ここの資料（資料二〇～二三）でも記されている。貝島を説得するため、佐藤が鮎川義介や木村久寿弥太を仲介役に交渉しようとしている資料も興味深い。結局貝島は、送炭制限に対して付帯条件を付けることで賛成し、送炭制限は実行されるに至つた。しかし、大手の炭鉱業会社である貝島の立場はカルテル実行上微妙なものがあつたため、麻生と松本は貝島を石炭鉱業連合会の運営に参加させるべく、貝島太市を同会理事に推挙した（資料二四～二六）。その結果貝島は同会理事に就任している。

その後、送炭制限の基準高は昭和二年には緩和され、炭況も比較的良好なものとなつたが、それに呼応して筑豊石炭鉱業組合所属の炭鉱が送炭高を基準高以上に拡大し、また同組合所属の中小鉱業主も送炭高の拡大を申請したことが記されている（資料二七～三二）。これらの資料の中では、麻生や松本の立場、すなわち、石炭鉱業連合会トップの立場、また、地方内利害の調整の場である筑豊石炭鉱業組合に所属する有力鉱業主としての立場が、時として矛盾していたことが麻生自らの言葉として述べられており、興味深い。

昭和三年の送炭制限基準高は前年よりもさらに緩和され、送炭高が炭況の均衡する数量以上に増えていると、佐藤慶太郎が麻生や松本に対して危惧している（資料三三、三四）。麻生は佐藤や松本の意向を承け、財閥系炭鉱業会社の石炭鉱業連合会理事に対して送炭制限の強化を申し入れている（資料三五）。その結果松本と七海兵吉（三井鉱山）、三谷一二（三菱鉱業）などとの間で交渉が行われ、送炭制限の強化が決定した（資料三六～三八）。しかし、ここにおいても貝島鉱業が送炭制限強化に対し

て反対の意向を送炭制限推進側に対して示した(資料三九、四三)。結局送炭制限は同年五月、四月に溯つて調節高より五分減を実施するに至つた。

昭和四、五年の送炭制限の協議では、石炭鉱業連合会の一部から中小炭鉱の買収による炭鉱の合併ないしスクラップ案が浮上した。この案に賛成していたのは麻生、松本、七海であり、慎重な態度を示した(とみられる)のが三菱、貝島であった(以上、資料四九)。昭和四年は麻生、松本と三井鉱山により石炭鉱業連合会において中小炭鉱の買収が企てられ(資料五〇、五二)、結局帝国炭業所有の四炭鉱を麻生(木屋瀬、起行小松炭鉱の九州炭業での引き受け)と松本(明治炭業による御徳、鴻之巢炭鉱の明治炭鉱への合併)が引き受けた。帝国炭業所属炭鉱においては、吉田磯吉、中島徳松の系統に入る新興の中小炭鉱業者が多く下請けとして入り込んでおり、麻生、松本による買収は、彼等と関係を持つことにより彼等を押さえ込むという考えがあつたと思われる。翌五年においては、満鉄撫順炭の石炭鉱業連合会による買い取り、共同販売機関の設立、中小炭鉱の買収・スクラップ案が、同会理事間および佐藤慶太郎により検討された(資料五四、六三)。結局両者とも実行には至らなかつたが、それらの過程において、筑豊地域の鉱業主が少なからず主体的に係わつたことが資料から窺える。

また、石炭鉱業連合会による中小炭鉱買収の動きを利用する形で、筑豊地域の中小炭鉱業主岩崎寿喜蔵が麻生と謀り自らの所有する炭鉱を売却しようとした(資料五四、六四)。岩崎は筑豊地方遠賀郡の有力者であり、また中小炭鉱主のなかでは比較的大きな規模であつた。麻生はそのような岩崎の経営不振の打開策を、炭況の悪化Ⅱ市場からの退出による閉山

といったハードクラッシュの形で処理するのではなく、炭鉱買収というソフトクラッシュの形で処理しようとしたのである。岩崎系炭鉱の処理の仕方、昭和四、五年における中小炭鉱買収への賛意、中小炭鉱主に対して発言力を有する佐藤慶太郎との接触、あるいは九州炭業設立の事例から、炭況不振の乗り切りを市場淘汰を通じて行うのではなく、話し合い、あるいは人間関係によつて市場からの退場を模索するという、麻生の考え方が浮き彫りにされる。

今回ここで紹介する資料から分かるように、石炭業カルテルにおいて麻生が関わつた人物は、松本健次郎、貝島太市、佐藤慶太郎といった筑豊地域の有力炭業主(および彼等に関係する人物)、七海兵吉、三谷一、船田一雄といった財閥系炭鉱業会社の役員、および石炭鉱業連合会主事の池上駒衛、に集約できる。麻生を中心とした各人物のポジションは、松本が麻生の補佐役ないし代理のような存在、貝島は炭鉱業者としては大きな規模を誇るが石炭業カルテル内においては傍流、佐藤は筑豊地域の中小炭鉱業主の代表的な地位にありまた麻生とも親しい間柄、七海は中小炭鉱買収問題などで麻生と方向性が近い石炭鉱業連合会理事、三谷、船田は七海よりも麻生との間柄は近い石炭鉱業連合会理事、といった印象が、資料を総合すると得られる。出炭規模では財閥系や筑豊地域の大手炭鉱業会社貝島炭業・明治炭業に劣る麻生や佐藤が、カルテルの意志決定において重要な位置にあつたことは、興味深いところである。

ゆえに、麻生の関係する人物、およびその関連の出身からは、およそ次のようなことがいえるだろう。すなわちカルテル内の意志決定は、単純にシエアが大きいから(そのシエアの大きい会社)カルテル内において主導的な役割を果たすというものではなく、実態は、一定程度以上

の規模を持つ企業、および炭業界のカルテル化に意欲的な個人が、カルテルという場に一堂に会し、そしてそこにおいて全会一致を基本として炭業界全体にとって利益となる方向性を探る、というようなものであった。

麻生が石炭鉱業連合会のトップとなり、在任期間一二年半に及んだのは、炭業界におけるキャリア、麻生自身がカルテル成立の初期に熱心に活動したこと、また炭鉱買収案を推進し自らの資金で以て九州鉱業を設立した実績、などによるものである。それはつまり麻生が、業界内において長老的存在であり、合議に基づいた炭業界全体の調和を旨とし、カルテル全体の方向性をいくどか指し示し得たことを意味し、そしてそれが、カルテル参加の有力者達から支持されたからである。このような、炭業界をまとめるだけの政治力を有し、全国的なカルテル組織に影響力を有していた麻生に關係する資料を復刻することは、多少なりとも意義があるのではないかと考える。

本稿で紹介するのは、大正一〇年から昭和七年にかけて展開された石炭業カルテルに關係する資料のうち、麻生家文書に含まれている書簡および発信原稿の形で残っているものである。麻生家文書におけるカルテル關係資料としては、他に麻生太吉日記や整理番号「諸」に所収されている一件資料があるが、ここでは「諸」所収資料のごく一部を除いて割愛した。

〈資料凡例〉

- 一 整理番号とは麻生家文書（九州大学石炭研究資料センター所蔵）におけるもの。

二 「一」は資料復刻者による。
三 □は判読不能な文字。

四 旧字体は常用漢字体に改めた。

五 本文には適宜句読点を付した。

六 電報の特殊取り扱い用語については、米倉正矩『内外電報の知識』誠文堂、一九三五年、を参照した。

資料一

タイトル…書簡

整理番号…書簡T一〇一—一五

作成者（発信地）…佐藤慶太郎（大分県別府町北浜温泉）

宛先（受信地）…麻生太吉（福岡県嘉穂郡飯塚町立岩）

作成年月日…大正一〇年一月八日朝

特記…親展

形態…封書（株式会社佐藤商店用封筒）

授受の形…郵便

拝啓 益御清祥之段、奉賀上候。扱過日ハ列車中ニテ失礼仕候。当地御滞在中御伺可申上存居候処、大分御多忙ノ御模様ニ付□□候御相談申上候件ニ付テハ、松本（健次郎）氏モ御賛成御尽力被下候事ト存候へ共、老台ニ於テモ是非十分之御尽力被下度、松本氏ニ御面会之様無之候て電話ニても□て御打合せ被下度、本日ハ下之関ニ於テ（筑豊石炭鉱業組合）常議員ノ御会合モ可有之ニ付、何トカ御打合せモ可有之事ト存居候。是非大急成立為致モノニ候。 敬具

於別府 佐藤慶太郎

麻生大人 左右

資料一

タイトル…書簡

整理番号…書簡T一〇一—一九

作成者(発信地)…佐藤慶太郎(大分県別府町北浜温泉)

宛先(受信地)…麻生太吉(福岡県嘉穂郡飯塚町立岩)

作成年月日…大正一〇年一月一五日夕

特記…親展

形態…封書(株式会社佐藤商店用封筒)

授受の形…郵便

大正十年一月十五日夕

佐藤慶太郎

麻生太吉殿

拝啓 当地御滞在中ハ度々御伺申上御邪魔ニ相成申候。三菱□ハ只今返書到着、筑豊炭丈ケ三菱干係之各坑ヲ通ジ一昨年ノ標準ヨリ一割五分若クハ二割採炭制限ハ、他之御方々ノ御賛成アレハ不得止事ニ付賛成可致トノ事ニ御座候ニ付、何レ貴台若クハ松本〔健次郎〕氏若クハ御兩名御上京御相談可有之ニ付、御尽力頼ムト返事致置候。標準ヲ一昨年ニ取ラレ候事ハ、昨年ニ於テ大ニ自制シタル処モ多ク候。若し昨年之出炭ヲ標準トスレハ不公平ナラントノ意味ヨリ出でタル事ト存候。小生モ同様ノ□ニ御座候。尚高嶋ハ特種炭ニ付、或ハ例外ヲ求メテモ差支ナカルベク候へ共、北海道ハ是非一致制限之覚悟テ居テ被下候様申遣いシ置候間、御含置被下度、本件ニ付テハ小生微力ナカラ御差函之下二十分奔走致度候茂、尚静養ヲ要シ候ニ付失礼仕候。松本氏ト御打合セ、斯界之為メ是

非御尽力被下度、呉々モ御願申上候。

先ハ右御報旁御願用迄 草々頓首

資料一三

タイトル…書簡

整理番号…書簡T一〇一—四七

作成者(発信地)…佐藤慶太郎(大分県別府町北浜温泉)

宛先(受信地)…麻生太吉(福岡県嘉穂郡飯塚町)

作成年月日…大正一〇年一月二八日

特記…侍史

形態…封書(株式会社佐藤商店用封筒)

授受の形…郵便

大正十年一月廿八日

佐藤慶太郎

麻生太吉殿

拝啓 愈御清適之段奉賀上候。扱其后之炭況益非ナル旨伝聞仕候ニ付テハ、制限問題モ愈急ニ相運ひ候方宜敷カルベク存居申候。老台御上京相叶候ヤ、別テ御□操之御都合モ御座候て、松本〔健次郎〕氏ニ急ニ御上京御依頼被下度、切ニ御願申上候。其后之経過如何相成候てヤモ存不申候。又此后之方針モ相分り不申候間、御□之節御一報被下候へハ、大ニ仕合セ可申、尚本件ニ付テハ十分之御尽力御願申上候。

右要用ノミ 草々

資料一四

タイトル…書簡

整理番号…書簡T一〇—一四七

作成者(発信地)…松本健次郎(福岡県遠賀郡戸畑町中原)

宛先(受信地)…麻生大吉(東京市日本橋区数寄屋町島屋旅館)

作成年月日…大正一〇年二月二日

特記…親展

形態…封書(松本用封筒)

授受の形…郵便

拝啓 御着京後御多忙之御事と相察仕り、御障も不被相置候や、御大切ニ願上候。小子過日来軽微之感冒ニかカリ昨日まで引籠居候為、出京追々延引致候末、来十六、七日頃までハ出京無覚束存候。

御配慮御願申上候採炭制限に対する三井之意向ハ如何ニ候ヤ、此際炭価之低落を停止するの效果ハ大ならざるべきも、賃銀其他之引占めを行ふニハ或制限を声明致候方得策と存候。外販売競争の防止ニハ大なる効も可有之存候間、可成ハ三井の同意を得候上、其他ノ同意を得て、筑豊丈けなりとも実行致度存候間、御公事御多忙ノ折柄恐縮と存候得共、御配慮給ハリ度願上候。

次ニ今回議會ニ提出せらるゝ様報導ある港湾法に關し、洞海湾ハ補助港たるも編入無之趣にて、石井市長主唱之下ニ沿岸市町村之有志者昨今協議を重ね、近々運動委員出京之コトに相成候由にて、「若松」築港会社にも同意を求め、且昨日ハ小生之同道出京を求め来り候由なるも、小生ハ尚病氣之故を以て同行ハ謝絶致置候。自然御地にて貴台に御面倒申出候コト可有之、何分宜敷御応対之程願上候。港湾法制定之主旨より云ふも、洞海湾之製鉄所及石炭関係等の重要な地理的關係より見るも、国港又ハ補助港に編入せらるべきは当然之コトと存候得共、若松築港の歴史上

此際之を補助港とし、従つて会社出願ノ修築工費の補助をなすと云ふコトは、政府として不可能のコトと存候。会社は幸ニ補助港に編入せられ候結果、工費ノ補助に浴し候ハ、利得之様に被考候得共、補助と共に義務之負担にて差引せられ候コトも口らす可有之様被存候而已ならず、是ハ推測ニハ候得共、石井市長ハ何等か隠密之企御面之下ニ、今日ノ如き運動を煽動するニハあらざるか、是ハ全然別個ノ運動なる様にも被察候得共、若松市の小新聞にて頃日頻りニ若松港錢撤廢論など唱へ居るよし、彼是築港会社としてハ表面沿岸市町村之運動と同一之行動を取るコトだけは懸け置くコト得策と存候は、御含之上野田(卯太郎)氏などへも可然御談願上候。尤も大体ニ於て、彼等の運動に異議なきコト丈けハ答へ置候。

先ハ乱筆ニ候得共、御願申上候。

二月十二日

敬具

松本健次郎

麻生老台

貴下

資料—五

タイトル…書簡

整理番号…書簡T一〇—一四四

作成者(発信地)…佐藤慶太郎(福岡県若松市)

宛先(受信地)…麻生大吉(東京市日本橋区数寄屋町島屋方)

作成年月日…大正一〇年二月二四日

特記…親展

形態…封書(株式会社佐藤商店用封筒)

授受の形…郵便

大正十年二月廿四日

佐藤慶太郎

麻生太吉殿

拜啓 余寒尚嚴敷候処、愈御清祥之段、奉賀上候。小生長々入洛仕居候処、漸ク帰宿仕候。

過日ヨリ御上京例之問題ニ付御尽力被下居候趣、御迷惑千万ニ奉存候。炭況ハ異然トシテ只今之処何処迄行キ詰マリ候ヤ、殆ンド想像モ及バズ事ニ御座候。只採炭制限之方法アルノミト存候ニ付テハ、斯界之為メ何卒十分之御尽力被成下度、呉々モ御願申上候。

貴地ニ於ル大手筋ニハ巳ニ御交渉被下候事ト存候カ、三井始メ意向ハ如何ニ候ヤ、或ハ御尽力之結果大手筋ノ會合位迄進捗ハ不致居ヤト存候。定メテ御多忙ニハ可有之候ヘ共、模様及御見込等御一報被下度、御願申上候。

若シ同伴ニ付立走リモアル方御便利ニ候ハ、御一報被下度、小生ハ上京シテモ差支無之候。

松本〔健次郎〕氏ニハ、明日是非拜眉ノ上是迄之成行等拝聴仕度存居申候。左スレハ老台ヨリ□御消息モ相分リ候事ト存候ヘ共、御一報被下候ヘハ大ニ仕合セ可申候。

本日当地ニテニ、三人ニ面会候処、只今之状態ニテ今一、二ヶ月継続スレハ、何レノ炭坑ニテモ収支ノ償ウモノハ無之様共成可ト、丁度今日ノ銅ト同様トナランナド申居候。頃日ノ状況ハ丸テ御談ニナリ不申、此候ニ打過候ヘハ、需要ハ減少ノ時期近キニアリ採炭、運炭モ十分出来候様相成可申、弥々寒心ノ極ニ御座候。

右御願用立事

草々

資料一六

タイトル…書簡

整理番号…書簡T一〇一—二〇七

作成者(発信地)…松本健次郎(福岡県遠賀郡戸畑町中原)

宛先(受信地)…麻生太吉(東京市日本橋区教寄屋町島屋旅館)

作成年月日…大正一〇年二月二七日

特記…親展

形態…封書(松本用封筒)

授受の形…郵便

拜啓 追々暖気相催候処、愈御清勝奉賀上候。御繁忙之折柄種々御迷惑之段御願申上、甚恐縮ニ奉存候。

洞海湾ニ関してハ、別段之ことも無之候事情拝承仕候。

採炭制限ニ関してハ、近々三井、三菱之協議も熟可申ことと存候。三井ハ近々門司にて石炭會議開催之趣ニ付、其節協議せられ候ことと存候。

実ハ三菱ハ筑豊丈けならば制限に賛成らしく候得共、筑豊丈けにてハ到底成立之見込無之候。三井ハ北海道之制限にハ異存なき様ニ候得共、此方ハ三菱にて反対あるやに推測仕候。御参考までに一寸御報申上候。

過日ハ飯塚病院祝融ノ災ニ罹リ、不尠御混雑被成候趣拝承仕、驚入申上候。然し人命ニ障害大に無之候□□ことハ何よりノことにて、御不幸中の幸と奉存候。

先ハ御礼旁如此候。

草々

二月廿七日

松本健次郎

麻生太吉様

貴下

資料一七

タイトル…大正十年一月「発信原稿」

整理番号…暑一三六

作成者…麻生太吉

宛先…佐藤慶太郎

作成年月日…大正一〇年三月三日から五日の間

形態…冊子

拝啓 採掘制限之件ニ付テハ、種々御厚配奉多謝候。三菱、三井両社之意向ハ、松本〔健次郎〕氏迄御通信申上候通、反対之模様ニモ相見不申候。就テハ〔筑豊石炭鉱業組合〕組合ニ於テ正式ニ總會ヲ開催シ、其決議ニヨリ委員ヲ設ケ、三菱、三井両社ハ無論各方面ニ正式交渉之順序ニ御運アリテハ如何ト存、書状並ニ電信ニテ松本氏ニ申上、引続キ一昨日帰宅仕候小倉ヨリ折尾迄ノ汽車中ノ間ニ、松本氏ニ詳敷御話申上置候。定メテ御了知被成下候儀ト奉存候。其結果ニヨリ拾五日出発上京致候。總會之決議ニヨリ、御命令次第同地ニ於テ微力相尽可申候。御□□□總會ハ出席相成兼候趣、遺憾ニ奉存候得共、別ニ心配無之候間、六日總會へハ代理出席爲致候。先ハ不取敢御報迄、如此ニ御座候。 敬具

佐藤慶太郎様

資料一八

タイトル…書簡

整理番号…書簡丁一〇—一九八

作成者〔発信地〕…佐藤慶太郎〔東京市京橋区木挽町紅卯館〕

宛先〔受信地〕…麻生太吉〔福岡県嘉穂郡飯塚町〕

作成年月日…大正一〇年三月七日朝

特記…侍史

形態…封書〔株式会社佐藤商店用封筒〕

授受の形…郵便

木挽町二、紅卯館方

大正十年三月七日朝

佐藤慶太郎

麻生太吉殿

拝啓 愈御清適之段奉賀上候。採掘制限問題ニ付テハ、不一方御尽力被成下、炭業界之爲メ深ク感謝仕候。伊吹〔政次郎〕ヨリノ電報只今入手仕候処、昨日之〔筑豊石炭鉱業組合〕常議員會ニ於テ、貴台、松本〔健次郎〕氏及不肖委員ニ取極マリ候趣、御指導之下ニ立働キ可申候。小生ハ今一兩日当地ニテ用事有之、往復致候テ□面倒ニ付、当地若クハ大阪ニ於テ貴台及松本氏ノ御上京ヲ相待可申、貴台ハ多分直接御上京可相成ヤニ想像仕候処、松本氏ハ十一日頃御上京之趣ニ付、只今ヨリ電話及書状ヲ以テ可成御繰合セ、一日モ早ク御上京相願置申候。御兩名御揃ヒノ上、方法順序等ヲ御取極相願ヒ候上、相談ニ着手候方宜數カルベク存候ニ付、夫レ迄ハ本件ニ干シテハ手ヲ着ケ不申候間、右様御承知被下度奉願上候。尚御着京被遊候ハ、一寸御電話被下度、早速御伺可申上候。

右申上度 草々

資料―九

タイトル…書簡

整理番号…書簡T一〇―九三

作成者(発信地)…松本健次郎(福岡県遠賀郡戸畑町中原)

宛先(受信地)…麻生太吉(東京市日本橋区教寄屋町島屋旅館)

作成年月日…大正一〇年三月八日

特記…親展

形態…封書(松本用封筒)

授受の形…郵便

拝啓 一昨日、直方にて制限ニ関する協議致候処、出席者ハ松隈(三郎)、不破(熊雄)、野田(勢次郎)、伊藤、岩崎代、伊藤、三好代理、蔵内代理、中島代理、吉田代理並ニ貝嶋代表の赤松氏ニ居候□□ガ、赤松氏を除き悉制限決行之同意者なりしも、赤松君ハ他之内地炭坑及撫順開□との協議ガ、彼等をして我組合炭山と同一歩調を取らしむへき確約成立したる上ならては決議不可然との強固なる意見なりしニ依り、結局尊台、佐藤(慶太郎)氏並ニ小生を委員として、東京にて極力他方面との協議を試み、其結果ニ依り更ニ協議することに纏まり候間、此際總會を見合ハせ、小生ハ十二日又ハ十三日中ニ着京致候様可仕候間、其節拝顔之上詳細可申上候。佐藤君も出京致され候趣ニ付好都合ニ御座候。不取敢右大略御報申上候。

三月八日

松本健次郎

草々

麻生太吉様

資料―一〇

タイトル…書簡

整理番号…書簡T一〇―九二

作成者(発信地)…佐藤慶太郎(東京府東京市日本橋区木挽町紅卯館)

宛先(受信地)…麻生太吉(東京市日本橋区教寄屋町島屋旅館)

作成年月日…大正一〇年三月九日

特記…なし

形態…はがき(官製)

授受の形…郵便

拝啓 昨夜ハ電話ニテ失礼仕候。松本(健次郎)氏エ架電仕置候処、十三日迄ニ行クトノ御通信ニ接シ申候間、御了知被下度候。交渉ハ松本氏御着京之上、順序ヤ方法等御打合セノ上着手スベキモノト存候。若シ其前ニテモ着手可然トノ御高見ニ候ハ、御電話被下度、参上御差図ニヨリ立働キ可申、松本氏御着京ノ□着手スル事ニ相成候へハ、御多忙之処御伺申上候。尤御迷惑ト存候ニ付、面倒□□御用之節ハ、御一報被下度奉願上候。草々

二月九日 朝

資料―一一

タイトル…書簡

整理番号…書簡T一〇―二二二

作成者(発信地)…松本健次郎(福岡県遠賀郡戸畑町中原)

宛先(受信地)…麻生太吉(京都市日本橋区数寄屋町島屋旅館)

作成年月日…大正一〇年三月二八日

特記…親展

形態…封書(松本用封筒)

授受の形…郵便

拝啓 愈御清勝奉賀候。陳者先般来不一方御高配を忝致候出炭調節之件、

本日〔筑豊石炭鉱業組合〕常議会に於てハ、種々議論も有之候得共、結局協議相整、本年三月末迄之三十六ヶ月之平均を基準として、一割七歩減額ノことに決定、總會ハ満場一致原案可決仕候間、御安心被下度候。九州ノ各地方にハ、組合より夫々交渉に着手致候間、追々進捗回答を得ることと存候。

不取敢右御報申上候。

議會も最終に至る迄紛擾を極め候由、兎に角一段落にて御休心之ことと奉存候。

自然ト御滞京御延期かと推察仕、御一報申上候。

三月廿八日

草々

松本健次郎

麻生老台

貴下

乍憚伊藤〔伝右衛門〕君にも宜敷御伝へ被下度候

資料—一二

タイトル…書簡

整理番号…書簡T一〇—六四〇

作成者(発信地)…野田勢次郎(福岡県嘉穂郡飯塚町)

宛先(受信地)…麻生太吉(大分県別府町田ノ湯麻生別荘)

作成年月日…大正一〇年一月二〇日

特記…至急

形態…封書

授受の形…郵便

拝啓 益々御清勝奉賀候。扱て昨日小倉にて御別れ候により、下ノ関にて都合よく貝島太市氏に面会致候処、其御用ならば電話にて明確ニ御返事可申上之処、幸ニ御出ニつき詳細意見申述度とて、要は筑豊鉱業家之大多數の御意見一致せる場合ハ、決して之ニ洩ること致間敷、仮令制限か更ニ来年まで延長せらるゝも何等異義なきこと、誠ニ麻生〔太吉〕、松本〔健次郎〕御両所に対しても、充分ニ尊重すると云ふことニ御座候。尚詳細は拝眉ノ上可申述候。出席之件ハ、自分は或ハ出られぬかも知れぬも〔貝島〕健次氏なり島本〔徳三郎〕氏を□出すことニ相談致、案内状は太市氏宛發送致しことニ打合せ置申候。帰途三井ニ立寄り、更ニ吉田良春氏を訪問致、吉田氏は十日より大阪にて会議可有之、從而支配人を代理ニ出席致□す旨申添□□□□帰途中にて好都合ニ不破〔熊雄〕氏に逢ひ候ニつき、一什申述、全氏も御厚志感謝被在候。丁度全日全氏は三菱、古河、大正、住友など訪問致、全氏の立場と意見を説明し、各坑の諒解を求むることニ勉め居られ、十二日頃中島氏ニ面会致すとの□□御座候。十二日又は十三日に、前以て貴社長も一度面会打合せ致したしとの希望ニ有之候。

余は拝眉ノ上委細可申述候。

追而麻生彦三郎氏の慰勞金は千五百円の程度ニ御座候間、御考ノ上御答
回願上候。

先づ者要用のみ、乱筆御判読□願上候。

不一

十二月八日

勢次郎

麻生尊台 侍史

資料一三

タイトル…書簡

整理番号…書簡T一〇一六八〇

作成者(発信地)…佐藤慶太郎(福岡県若松市)

宛先(受信地)…麻生太吉(福岡県嘉穂郡飯塚町立岩)

作成年月日…大正一〇年一二月三〇日

特記…急親展

形態…封書(株式会社佐藤商店用封筒)

授受の形…郵便

大正十年十二月三十日

佐藤慶太郎

麻生太吉殿 侍史

拝啓 東京ニテハ失礼仕候。小生去廿五日帰若兼テ鋳業組合調節委員会
ニ於テ、送炭調節ノ件ニ付テハ聯合会評議員会前ニ聯合会ヨリ□案ヲ願
ヒ、当方ニ於テモ委員会ヲ開キ、引続キ總會ヲ開キ、總會ニテハ大抵之
事ハ評議員ニ一任セシムル事ニ打合セアリ居タル様信シ居ルニ付、帰若
后早速伊吹(政次郎)幹事ヲシテ、松隈(三郎)総長代理ニ可成速ニ委員
会及總會開会ノ事ヲ伝エシメ候。

然ルニ松隈氏一昨日来訪セラレ、聯合会理事會案ヲ以テ調節委員会と相
談スレハ迎モ纏リ□□申間敷、特ニ總會ニ於テハ議論百出、纏リノ見込
無之ニ付、聯合会評議員会ヲ先ニシ、其跡ニテ調節委員会ヤ總會ヲ開会
致度、尚右順序ニ付テハ一、二人ニ御相談有之タル様子ニ付、右様之見
込ナレハ、小生モ異議無之旨申置候。

右ニ付、一昨日御序ニ聞合セ候処、貴台ハ門司ヨリ直接別府エ御越之趣
ニ付、昨夜別府御別荘ニ電話仕候処、未夕御出無之、多分門司ニテ御滞
在ナラントノ事ニ付、御出別相成候ハ、御電話被下度旨、御願申上置候
次第二御座候。

右之次第二付、順序ニ付御高見モ御座候ハ、何卒松隈氏エ御沙汰被下
度、若シ御異議無之候ヘハ、右之順序ト相成可申候間、御了知□被下度
候。

聯合会ヨリハ廿三日打合セノ通り通知来リ、尚評議員会ハ来月十四日開
会ノ事通知致来居リ、右ニ付御練合セ十四日ニハ是非御在京被下度、尚
右会議相済候上ハ、当方ノ委員会ヤ總會モ開会相成可申、其節ハ是非御
臨席被下度、呉々モ御願申上候。小生モ出来得ル限り各会議ニハ出席仕
度存居申候。

右申上度如斯御座候也

資料一四

タイトル…書簡

整理番号…書簡T一四一八七九

作成者(発信地)…佐藤慶太郎(福岡県八女郡若田村船小屋樋口軒)

宛先(受信地)…麻生太吉(福岡市浜ノ町麻生別邸)

作成年月日…大正一四年七月一二日

特記…侍史

形態…封書(株式会社佐藤商店用封筒)

授受の形…郵便

大正十四年七月十二日

佐藤慶太郎

麻生太吉殿

拜啓 昨日ハ御静養御伺申上、御妨致候ノミナラズ、自働車ニテ御送り被下難有奉存候。

御相談申上候件ハ御賛成被下候通り、炭業者ニ取テ丈モ重大ナル件ニテ火急ヲ要シ候次第二付、暑中恐縮千万ニ御座候へ共、急ニ松本(健次郎)氏ト御会见被下度、其上松本氏ナリ貴台ナリ、急テ御上京御打合せ不被下テハ急ニ纏マリ申間敷ヤニ存候。此際三井ヲ説得スル事ガ尤モ必要ニ付、貴台ヨリモ十分御尽力被下度、木村(久寿弥太)氏エハ本日日出状御座候。而シテ相当大手筋ノ御賛成有之候へハ、直接東京テ石炭業者ノ会合ヲ催シ、早速実行出来候様希望仕候。昨日申上候数字ハ、御参考之為メ御報申上候。

昨日御談申上候通り、北海道、常磐、宇部、唐津等何レモ大閉口仕居候際ニ付、協定ハ案外容易ニ出来可申事ト信じ候。縦令一、二ノ不賛成者不徳義者有之テモ、是非断行不致テハ不相成事ト信じ申候。何卒十分之御尽力被下度候。

小生ハ、辛抱出来レハ二週間位イ滞在仕度存居候、□□本件ニ付万一小生ヲ要スル事モ御座候ハ、御一報ニヨリ早速御伺可申上候間、無御遠慮御申越被下度候。

先ハ右まで 草々

(別紙)

自大正十四年一月至同六月

月	若戸着炭	若松積出炭	若戸貯炭
一、	六七〇、一九九	七〇七、〇三三	一八三、二六五
二、	六五四、八一	六四九、七六七	一八二、二六一
三、	七八七、二五四	七六六、三三一	二〇二、九〇二
四、	七九七、二九八	七二九、九三三	二三五、八九三
五、	七九三、五三一	七九八、〇七二	二四九、四八二
六、	七〇〇、四六八	六二四、四五二	三二五、〇九七
七月一日下関土木入札ノ結果ハ下記ノ通り切込炭ニシテ指名アリ	六、六四	六、八七	七、一三
	八、〇五		七、一五
			七、三六

小生ノ見積リニヨレハ□□斤量等ヲ見ズ諸掛二、三〇ノ見込ニ候

資料一五

タイトル…書簡

整理番号…書簡T一四—八八二

作成者(発信地)…佐藤慶太郎(福岡県八女郡若田村船小屋樋口軒)
宛先(受信地)…麻生太吉(福岡市浜ノ町麻生別邸)

作成年月日…大正一四年七月一九日

特記…親展

形態…封書(株式会社佐藤商店用封筒)

授受の形…郵便

大正十四年七月十九日

佐藤慶太郎

麻生太吉殿

拝啓 愈御多祥奉賀上候。其后松本〔健次郎〕氏ニ御面会ノ御機会ハ無之候ヤ、炭況ハ愈々悪敷趣ニテ、積送り先ヤ若松戸畑ニ於ル貯炭場ノ干係ヨリ、坑処ヨリノ送出ハ益減少致居候ニ拘ラズ、若戸貯炭ハ驚クベキ増加ヲ示居候、即チ

自本月一日至〃十五日 若戸着炭ハ 三一四、五一八屯

ニテ、只今之状態ヨリセバ本月若戸着炭ハ六拾五万屯ノ予想ニ候処、更ニ減少可致、之ニ反シテ貯炭ハ

本月十五日 三六七、八五七屯

ト相成、上半月丈ニテ四二、七六〇屯ノ増加ニ御座候。

右様之有様ニ付、〔送炭〕調節不致テモ坑処ヨリ之送出ハ非常ニ減少致居候ニ付、調節ノ必要無之様ニ御座候へ共、第一人氣ノ転換ニテ、市場貯炭ヲ工場貯炭ニ転セシムル事モ出来可申、又或会社ニテハ相当ノ送出致居候処モ可有之ニ付、尚送炭減少可致、尚捨売シテモ売抜ケレトスルモノモ、調節高以上ニハ送出々来不申、彼是調節ハ必要ニ御座候。

東京方面ヨリモ其後情報到着不致、如何相成居候ヤ、或ハ例ノ通り困難トカ六ヶ敷位ニテ進捗致居不申次第テハ無之ヤト存じ、本日も或方面ニ出状御座候。筑豊方面ニテハ小生ニ於テ別ニ運動ハ不仕、只貴台ノ松本氏ト御会見被下候事ヲ相待居候次第ニ御座候。是非同氏ト御会見御打合せノ上実行ニ至リ候様、御尽力被下度、切望仕候。此俟経過候へハ、愈々恐慘ノ商況ヲ出現可致大ニ心配仕居候。 草々

資料―一六

タイトル…大正十四年「発信原稿」

整理番号…収―二

作成者…麻生太吉

宛先…佐藤慶太郎、池上駒衛

作成年月日…大正一四年八月三(佐藤)、一四日(池上)

形態…冊子

〔佐藤宛〕

マツモトシシヤンハイヨリサクヒカエレタノダヤリタ〇二三ヒウチジョウキヨ〇ミツビシミツイ〇イコウヲタシカメソノウエニテウチアワストノイケンナリ〇オフクミマデシラス

アソウ

佐藤慶太郎 八月三日午前八時半

〔訳文…松本氏上海より昨日帰った野田遣りた〇二三日内上京〇三菱三井〇意向を確かめその上にて打ち合わせすとの意見なり〇お含みまで知らず〕

〔池上宛〕

ソウクワイブジスミゴハイリヨシンシヤス「テウサイインヲマウケケンキウノゴケツギコノウエナシ」ミナサマエヨロシクオツタエコフ「一三ニチノシンブンニテツドウセウブジュンタンヲカイイレタトアリオドロイテ井マス」ジツヒキキアハセラル アソウ

池上駒衛 北海道札幌市石炭鉱業聯合会事ム所 八月十四日

〔訳文…総会無事済み御配慮深謝す〕調査委員を設け研究の御決議この上なし〕皆様へよろしくお伝え乞ふ「一三日の新聞にて鉄道省撫順炭を買い入れたとあり驚いています」実否聞き合わせをる

〔注…池上駒衛宛電報原稿は八月一五日付も同文であり〕

資料一七

タイトル…書簡

整理番号…書簡丁一四一七七〇

作成者(発信地)…松本健次郎(北海道札幌市北二条西四丁目一番地

旅館山形屋)

宛先(受信地)…麻生太吉(福岡県飯塚町)

作成年月日…大正一四年八月一日

特記…親展

形態…封書(旅館山形屋用封筒)

授受の形…郵便

拝啓 炎暑之候御清勝奉賀候。

〔石炭鉱業〕聯合会臨時総会も、予定之通当地にて開催、多数之出席有之候。出炭調節ニ就てハ、三井、三菱ニ於て何等腹案も決意も無之様に候間、何等具体的之進行を実現せしむる不能候間、兎に角予定之通委員選任、追々考究之事に相成可申候。

其後諸所興味あり、有益なる視察遂行致候居候。食料問題ニ就ても又移民問題ニ関しても、本道之開拓と北海漁業之開発とハ、共ニ帝国經濟上重要なるものと被存候。

東京新聞紙上に記載せられ候鐵道省之撫順炭を割安代価にて多量買入方計画之件ハ、昨年来次官、局長等之意向らしく、該希望を以て滿鉄常務へ御交渉したるも、程よく謝絶したる問題ニ居候。鐵道減収財政困難之為、本問題ハ今後とも絶滅ハ困難にして、滿鉄幹部の一部ハ少々応ぜんとする意向すらある様に仄聞致候間、中々湯断出来不申候も、聯合会ニ

対し滿鉄も軽率なる事ハ致すまじと信居候。

九大病院問題ニ就紛擾之様子承候。何となく政治問題化したる様推察被致候も、文部、司法之諒解にて起訴猶予となりたるハ適當の処置と被存候。法理而巳の主張にては、事件ハ頗る面倒となり、却而悪教授等の処分難となり、大学及社会挙□上にもより大なる害を生し可申やに存候。何れ帰県拝顔之上御面談可申上候得共、不取敢御報申上候。

八月十五日

草々

本日より室蘭夕張等炭坑方面視察にかゝり可申候。

資料一八

タイトル…書簡

整理番号…書簡丁一四一九七三

作成者(発信地)…松本健次郎(東京市青山南町六一一八)

宛先(受信地)…麻生太吉(福岡県嘉穂郡飯塚町)

作成年月日…大正一四年九月二一日

特記…親展

形態…封書

授受の形…郵便

拝啓 秋気漸相加里候。昨日貴電夜ニ入り拝見仕候ニ付、今朝御返電方池上〔駒衛〕へ依頼仕候間、先着御報披見被下候ことと存候。幸ニ過日兩回之理事会にて意見纏り、昨年中之出炭高を昨年七月より本年六月迄と同一に制限し、夫以上之増出に対してハ一屯五十錢之賦課をなすこと、撫順炭の明年輸入高も右同様之制限をなす事を交渉し其同意を得ることとを条件として、委員会之同意を求むる事に決定致候。炭鉱汽船会社之如

き大ニ増産之計画あるも、此際特に同意を表し候。為めに幸に協議相調候。委員会にてハ多少之議論ハあることと存候得共、幸に満鉄の同意を得べき見込も有之候様ニ就、是非纏まる様尽力致度存候。就てハ可成御出席被下候ハ、好都合ニ候得共、御病氣之事にて強ることも申上兼候。若し理事会之協議纏まり難き様の場合ハ、是非御出席相願度存居候得共、右之次第に候間、若し御警戒を要せられ居候様之御容体に候ハ、兎も角不省代理相務め可申候。

満鉄社長、赤羽〔克己〕理事出京中にて、同社との交渉も好都合に居候間、幸に御出京相叶居候ハ、此上なき仕合ハせに存候。
先ハ右大略御報申上度、折角御大切に御加養祈上候。

九月廿一日 敬具

松本健次郎

麻生太吉様 侍史

資料一―九

タイトル…大正十四年「発信原稿」

整理番号…収―二

作成者…麻生太吉

宛先…松本健次郎、池上駒衛（順序は資料のまま）

作成年月日…大正一四年九月下旬

形態…冊子

〔月日未詳・松本宛〕

ジビヨウスコシオコリマシタ○ケツセキシテスマスナラオユルシネガ
イタシ○ゴタイキヨノコトユエ○フツゴウナキヨウゴハイリヨオネガヒ

ス○ゼヒシツケフノシツヨウアラバ○オシテ二五ヒマニアウヨウタチマ
スモヨウヘン アソウ

マツモトケンジロウ

〔訳文…持病少し起こりました○欠席して済みますならお許し願いたし
○御滞京のことゆえ○不都合なきよう御配慮御願ひす○是非出京の必要
あらば○おして二五日間に合うよう立ちます模様返 麻生〕

〔九月二二日・松本宛〕

デンハイシヨウ イインカイノテイアンマトアリゴコウイハイシヤス○
二五ヒケツセキシマスバンジゴウハイネゴウ アソウ

マツモトケンジロウ 九月二十二日

〔訳文…電拝承 委員会の提案纏まり御厚意拝謝す○二五日欠席します
万事御厚配願う 麻生〕

〔月日未詳・池上宛〕

二五ヒイインカイニテイシツノギアンリジカイニテゴケツテイニナリコ
ノウエナシ○ジビヨウオコリケツセキス○マツモトシニデンシタ バン
ジゴハイリヨコウ アソウ

イケカミコマエ

〔訳文…二五日委員会に提出の議案理事会にて御決定になりこの上なし
○持病起こり欠席す○松本氏に電した 万事御配慮乞う 麻生〕

〔月日未詳・松本宛〕

フミミタ○イインカイカケツスルヨウゴハイリヨト○マタマンテツコウ
シヨ○ヨウイデハアリマセヌガ○ゼヒセイリツスルヨウ○ゴハイリヨネ
ゴウ○ビヨウキオムハアリマセヌガコマリオリマス ムニ アソウ
マツモトケンジロウ

〔訳文：文「手紙のこと」見た○委員会可決するよう御配慮と○また満鉄交渉○容易ではありませんが○是非成立するよう○御配慮願う○病氣重くはありませんが困り居ります ムニ〔照校電報〕 麻生〕

資料―二〇

タイトル…書簡

整理番号…書簡T一四―一〇三二

作成者(発信地)…佐藤慶太郎(福岡県若松市)

宛先(受信地)…麻生太吉(福岡県福岡市浜ノ町麻生別邸)

作成年月日…大正一四年一〇月二日

特記…急

形態…封書

授受の形…郵便

拝啓 愈御多祥之段奉賀上候。扱小生少々病氣之為メ、去月廿五日東京ニテ開催サレ候炭業救済策調査委員会ニモ出席出来不申、遺憾ニ存候処、尚当分外出々来不申俟テ、調節問題ニ付奔走出来不申、閉口仕居候。然ルニ本日三菱三谷(一二二)君ヨリ

マツモトシヨリノライデンニヨレバカイジマハチヨウセツニハンタ

イノナイイアリトノコトマツモトシトモウチアワセノウエゼヒサン

ドウノコトニゴジンリヨクネガウブジュントハキヨウテイデキタ

〔訳文…松本(健次郎)氏よりの来電によれば、貝島は調節に反対の内意ありとのこと、松本氏とも打ち合わせの上是非賛同のこと
に御尽力願う、撫順とは協定できた〕

ノ電信入手仕候。撫順ノ方如何カト心配致居候処、幸ニ協定出来候事ハ

非常之仕合せニ御座候得共、若シ貝島〔太市〕氏等ニ於テ反対有之候テハ一大事ニ御座候間、松本氏其他トモ御打合せ、是非御尽力被下度御願申上候。五日午后二時半一方ニ於テ会合調節之件打合せ有之事ハ御承知之通ニ御座候間、是非御出席被下度、其前ニモ松本氏等ト篤ト御相談被下度、呉々モ御願申上候。

右御願用迄 敬具

十月二日 佐藤慶太郎

麻生太吉様

資料―二一

タイトル…書簡

整理番号…書簡T一四―一〇三六

作成者(発信地)…佐藤慶太郎(福岡県若松市)

宛先(受信地)…麻生太吉(福岡県福岡市浜ノ町麻生別邸)

作成年月日…大正一四年一〇月七日

特記…親展

形態…封書(株式会社佐藤商店用封筒)

授受の形…郵便

大正十四年十月七日

麻生太吉様

佐藤慶太郎

拝啓 愈御多祥奉賀上候。小生病氣大ニ輕快ニ趣キ候へ共、今日位静養之必要可有之筈ニ御座候。

送炭調節問題ニ付テハ、種々御配慮之段奉謝候。過日ヨリ貝島方面御不賛成之趣聞入居候処、一昨日之御会合ニ於テモ理由ヲ示サズ、不相交御

反対ノ御主張有之候趣、誠ニ遺憾千万ニ御座候。定メテ貴台ト松本〔健次郎〕氏間ニ於テ、貝島方面之対策御相談被下候事ト存候。小生ハ本日三菱ノ木村〔久寿弥太〕氏、三谷〔一二〕氏ニ出状し、木村氏ヨリ鮎川〔義介〕氏ヲ御説得被下度、尚御願仕候。鮎川氏ヨリ太市氏ヲ御説得被下候ハ、或ハ太市氏ノ頭モ出来ハセヌカト存居候次第ニ御座候。

尤モ困難ト存ジラレタル撫順トノ協定出来候ニ、貝島方面丈ケノ為メ調節実行出来ヌトハ、只々モ遺憾ノ事ニ御座候間、是非御尽力被下度御願申上候。松本氏エモ今回談シ意味ニ於テ出状御座候。

右御願旁申上度 草々

資料―二二

タイトル…書簡

整理番号…書簡T一四―一〇五三

作成者(発信地)…佐藤慶太郎(福岡県若松市山手通五丁目)

宛先(受信地)…麻生太吉(福岡県福岡市浜ノ町麻生別邸)

作成年月日…大正一四年一〇月一〇日

特記…親展

形態…封書(株式会社佐藤商店用封筒)

授受の形…郵便

大正十四年十月十日

佐藤慶太郎

麻生太吉様

拝啓 送炭調節問題ニ付テハ御配慮奉謝候。過日ヨリ申上候通り、小生ハ、木村久寿弥太氏ヨリ鮎川〔義介〕氏ヲ通ジ貝島太市氏ヲ御説得相願度、木村氏及三谷〔一二〕氏ニ出状御座候。松本〔健次郎〕氏ニ出状仕居

候処、別紙返書参り候。同氏ノ立場ハ誠ニ氣之毒千万ニ御座候。多分貴台に於テ太市氏ニ御相談被下候事ト存候、何卒十分御尽力被下度奉願上候。小生尚引籠中ニテ運動出来不申、責メテ御電話ニヨリ下働キナリを致度候得共、不任其重候間、万事宜敷御願申上候。

右御願用迄如此御座候

敬具

〔別紙…松本健次郎発大正一四年一〇月八日付佐藤慶太郎宛書簡〕

拝啓 貴書拝披候処、依然御外出も不被相出来候趣、御難儀御察申上候。折角御加養專一ニ願上候。調節ニ関スル貝嶋之反対と常議員会之状況とハ、既ニ吉田〔良春〕君より御聴取之由、貝島之今回之態度ハ誠ニ不可解之点多く、小生も甚当惑致仕居候。既ニ両回ニ互り縷々説明せし処ニより、炭業界全体より見るも、彼社一己之利害より見るも、多少之比較的不利之点ハ例へあるとしても、共同之利ニ浴するの理ハ瞭々たるものにて、他之〔筑豊石炭鉱業組合〕常議員か挙て容易ニ諒解せられたるニ不拘、両君か是を諒解せざる理ハ毫も無之事と存候。此際小生自から貝島氏に会见することハ出来不申、麻生〔太吉〕氏ハ福岡にて吉田氏等と打合之上折衝せられ候御意向ニ承知致候。

小生としてハ、組合員全体之利害ニ就ても考慮せざる可からざる儀ニ就、例へ有力なる組合員とハ云へ、単一会社之反対ある為め余り永く組合總會ノ開催を遷延する不能候ニ依り、頑強なる反対を続けられ候ハ、小生も決する処な可る可からざる儀と存候。不取敢御返書まで。

十月八日

敬具

松本健次郎

佐藤老兄

資料―二三

タイトル…書簡

整理番号…書簡T一四―一二二六

作成者(発信地)…松本健次郎(東京市京橋区山下町拾五番地安川松

本商店東京支店)

宛先(受信地)…麻生太吉(福岡県嘉穂郡飯塚町)

作成年月日…大正一四年一〇月一九日

特記…親展

形態…封書(安川松本商店東京支店用封筒)

授受の形…郵便

拝啓 先日は重ね重ね御迷惑相掛、小生不行届之致す処と汗顔之至リニ

奉存候。

一昨晚、偶然貝島太市氏と同車致、昨朝大阪に下車致され候迄種々懇談

致候。

〔送炭〕調節に関してハ、〔筑豊石炭鉱業〕組合之事情、〔石炭鉱業〕聯合
会之關係、貝島家之立場、及小生之立場に就てハ、何れも十分之理解を
有せられ候様承候。而して組合に対してハ、適當之処にて妥協する様島
本〔徳三郎〕氏に談じ置きたれば、尊台に御協議之上解決することと思
ふとの話拝承致、安堵仕候。其後引続き尊台を煩ハシ候儀は、誠に恐縮
之次第に候得共、宜敷願上候。御参考までに右御報申上候、東京にても
送炭を標準とする代り出炭を標準とするにハ、別段異議無き様子に候得
共、斯くてハ標準数字カ増大致し、且取締方法にも手数要し候に就、
依然原案之通りに進捗致させ候方適當と存候。先ハ乱筆ながら右貴意を
得候。

敬具

十月十九日

松本健次郎

麻生老台 侍書

資料―二四

タイトル…大正十五年「発信原稿」

整理番号…蔵―五八

作成者…麻生太吉

宛先…峠延吉

作成年月日…大正一五年二月一七日

形態…冊子

拝啓 益御清康奉賀候。過日福岡ニテ招待会之節ハ欠敬仕候。扱其砌御
依頼申上置候貝島太市氏〔石炭鉱業〕聯合会理事御内諾之件、御迷惑ニ
ハ候得共、東京ニハ始終御出張之事故、聯合会之内容モ御承知被成下事
トナリ、地方鉱業者ニ取りテ無此上幸福ト奉存候。過般来ヨリ風邪ニ罹
リ外出差控居申候。甚申上兼候得共、御模様御伺申上候勝手ノ申上様ニ
ハ候モ、是非御内諾被成下候様、貴台ヨリモ押シテ御勸メ奉願候。先ハ
以書中如此ニ候。 敬具

峠延吉様 二月十七日

資料―二五

タイトル…書簡

整理番号…書簡T一五—一〇一

作成者(発信地)…松本健次郎(福岡県福岡市大名町)

宛先(受信地)…麻生太吉(福岡県嘉穂郡飯塚町)

作成年月日…大正一五年三月一日

特記…親展

形態…封書

授受の形…郵便

拝啓 余寒尚難退候処、愈御清安奉賀候。先般御相談申上候貝島(太市)氏〔石炭鉱業〕聯合会理事就任之件、昨朝当地にて同君之御来訪を受候。御一族協議之結果、特に承諾を与へられ候処、太市氏ハ大辻屋屋炭鉱会社之監査役丈にて貝島鉱業会社之重役にあらざる趣ニ候。就てハ聯合会として、右之資格にて理事に差支無き事トハ存候得共、為念理事会之協議に上せ候様照会致置候間、御諒承被下度、不取敢右貴意を得申候。

敬具

三月一日

松本健次郎

麻生太吉様

資料—二六

タイトル…大正十五年「発信原稿」

整理番号…蔵—五八

作成者…麻生太吉

宛先…池上駒衛

作成年月日…大正一五年四月八日

形態…冊子

カイジマタイチクン ヲ カイジマ コウゲフ カイシヤノ ダイヘウ
シヤトシテニ〇ヒ シユツセキ ネガフ ニ ウチアハセシマシタユエ
ソノコトヲ リヨウカイ クダサルヤウ リジシヨシニ ゴコンダン
タノム ヘン アソウ 四月八日
イケガミコマエ

〔訳文…貝島太市君を貝島鉱業会社の代表者として二〇日出席願ふに打ち合わせしました故そのことを了解下さるよう理事諸氏に御懇談頼む返 麻生〕

資料—二七

タイトル…書簡

整理番号…書簡S二—一〇

作成者(発信地)…松本健次郎(東京市青山南町六丁目一一八)

宛先(受信地)…麻生太吉(福岡県嘉穂郡飯塚町)

作成年月日…昭和二年一月一七日

特記…急親展

形態…封書

授受の形…郵便

拝啓 嚴寒之候愈御清勝奉賀候。陳者予而御配慮給はり候〔筑豊石炭鉱業〕組合之昨年調節高訂正に就、北海道組合にて異議有之候趣ニ候。同組合炭山之中大倉、住友其他に超過高之少な可らざるものありて、筑豊組合ガ特に調節高を訂正するは不都合と主張する次第に候。就てハ北海道組合長も出京之上、来廿四日正午より理事会開催之旨、池上〔駒衛〕よ

り通知有之候。就てハ我組合は、右訂正之承認を受くるも尚約三万屯以上位之超過を見る之結果を来し居候間、甚御迷惑相煩恐縮千万ニ存候得共、御練合被相出来候ハ、二十四日ノ理事会へ御出席相願候事を得ハ、甚好都合と存候。我組合昨年中之出炭決算も、其頃までには完了可致事と存候間、其内容ノ詳細ハ、当務者より尊台へ御報告申上候様申遣はし置候。

正月十七日 敬具

松本健次郎

麻生老台

資料—二八

タイトル…昭和二年「発信原稿」

整理番号…ほ—四九

作成者…麻生老台

宛先…松本健次郎、池上駒衛(順序は資料のまま)

作成年月日…昭和二年一月

形態…冊子

〔二月二九日・池上宛〕

キタルニ四ヒリジカイノヨシ○ボクヤムナキヨウジノタメニ三ヒノバン
デナケレバタテヌユエ○二六ヒニエンキデケヌカトウバンリジニソウダ
ンタノム○チクホウクミヤイノチヨウカノケンニテゼヒシツセキシタシ
○ソノフクミニテゴハイリヨコウ

池上駒衛 石炭鉱業聯合会 一月十九日午後一時四十五 アソウ

〔訳文…来る二四日〔石炭鉱業連合会〕理事会の由○僕やむなき用事のた

め二三日の晩でなければ立てぬ故○二六日に延期出来ぬか当番理事に相談頼む○筑豊〔石炭鉱業〕組合の超過の件にて是非出席したし○その含みにて御配慮乞う〕

〔二月二〇日・松本宛〕

フミミマシタニ四ヒリジカイシツセキノコトニツキ○サクヒイケガミシ
ニデンシマシタ○ゴハイリヨタノム アソウ

松本健次郎 一月廿日

〔訳文…文〔手紙〕見ました二四日理事会出席のことに付○昨日池上氏に電〔電報〕しました○御配慮頼む〕

〔二月二一日・池上宛〕

ニ四ヒエンキデケネバ○チクホウチヨウカシヨブン○ツギノリジカイニ
キヨウギネガイタシ○フツウノコトナラマツモトシタイキヨウニツキオ
タノミスルモ○タノジジヨウキミゴリヨウチノトウリニツキ○ゴクシユ
ツセキシテゴキヨウギネガイタシ○トウバンリジニシタシクゴソウダン
コウ○コンカイノゴトクジウヨウモンダイキヨウギノトキハヨホウアレ
バ○カクフクゴウハナカリシナランイカンナリ○二三ヒワカンケイカイ
シヤノソウカイニテソレヲシマヒシダイタツ○タチイリゴハイリヨネガ
フ

池上駒衛 一月廿一日午前十時発信 アソウ

〔訳文…二四日延期出来ねば○筑豊超過処分○次の理事会に協議願いたし○普通のことなら松本氏滞京に付御頼みするも○他の事情君御了知の通りに付○僕出席して協議願ひたし○当番理事に親しく御相談乞う○今回のごとく重要問題協議の時は予報あれば○斯く不都合はなかりしならん遺憾なり○二三日は関係会社の総会にてそれを終い次第立つ○立ち入

り御配慮願ふ)

資料―二九

タイトル…書簡

整理番号…書簡S二―二六

作成者(発信地)…松本健次郎(東京市青山南町六丁目二一八)

宛先(受信地)…麻生太吉(福岡県嘉穂郡飯塚町)

作成年月日…昭和二年一月二〇日

特記…急親展

形態…封書

授受の形…郵便

拜啓 寒気愈酷烈ニ相成候処、御清□に被為□、奉賀候。先日態々御出京之義相願、甚恐縮ニ奉存候処、唯今池上〔駒衛〕之来談ニよれハ、二十四〔日〕までの御出京は御差支之趣、然るに筑豊〔石炭鉱業〕組合之送炭量は、昨秋理事會にて決定したる調節高に対し結局五万三千四百余噸之超過を示し候ニ就てハ、昨秋種々御高配相煩ハし候次第も有之候得共、其節理事會にて決定致したる調節高之訂正を、北海道組合之異議により覆へす如き成行と相成不申限りは、我組合としてハ他之組合に対する妥協之精神を以て右超過高に対する賦課金を払ふ事にするは、此上甚大なる紛糾を起す事を避くる為めに穩当之義かと存候。然らざれば四困之事情より考へ候に、終に〔石炭鉱業〕聯合會之平和を根本に破壊する如き結果を見るかと憂慮致され候。就てハ筑豊か五万余噸に対する賦課金の負担を忍ば、北海道組合も結局其異議之主張を緩和し、我組合之調節高訂正ニ対する理事會之決定は、承認する之運に相成可申様被存候。又

理事會としてハ、右様纏まり候様極力尽さざる可からざる次第と存候。

右之事情何卒御賢察被成下、幸ニ御同意を得候ハ、二十四日之理事會ハ他に問題も有之候間予定之通り開會致し、小生ハ右之含を以て是に臨み、二十六日ハ更ニ御出京を迎へ開會致候事に致度存候間、御手数恐縮に存候得共、御高見之次第御電報被下度願上候。感冒流行之折柄、御用心□折上候。

正月廿日 敬具

健次郎

麻生老台

資料―三〇

タイトル…昭和二年「発信原稿」

整理番号…ほ―四九

作成者…麻生太吉

宛先…松本健次郎

作成年月日…昭和二年一月二三日

形態…冊子

フミミタ「ゴイケンゴモツトモトオモウモ」イケガミシヨリ二四ヒニカクテイセズ二六ヒニキヨウギスルトヘンキタ」チヨウクワノケンハ」リジカイニテシタシクソウダンシタキコトアルニツキ」コンヤタツ」キダイゴウアラバ」二六ヒヲマタズオカエリアリテサシツカヘナシ」ゴシンプイノケツカニナラヌヤウチウイスル」ゴアンシンコウ アソウ一月廿三日

松本健次郎 青山南町六丁目松本源一郎方 照校

〔訳文・文「手紙」見た〕御意見ごもつともと思うも〕池上氏より二四日に確定せず二六日に協議すると返来た〕超過の件は〕理事會にて親しく相談したき事あるに付〕今夜立つ〕貴台御用あらば〕二六日を待たずお帰りありて差し支えなし〕御心配の結果にならぬやう注意する〕御安心乞う〕

資料―三一

タイトル…昭和二年「発信原稿」

整理番号…ほ―四九

作成者…麻生太吉

宛先…池上駒衛

作成年月日…昭和二年二月二日

形態…冊子

拝啓 筑豊石炭鉱業組合ノ送炭□超過問題、甚心配致候モ、御地ニテハ解決ノ途無之候処、幸ニ会長ニ御一任相成候ニ付、去廿八日ノ若松鉱業組合常議員會ニ臨ミ、親敷事情懇談ヲ遂ケ、円満納入之事ニ相成候間、不取敢左記之電報致シ候。

チクホウチヨウセツチヨウクワタカニタイスルフカキンノウニウエ
ンマンケツテイシタ〕リジシヨシニオツタエコウ〕クミヤイヨリモ
ソノコトゴホウスルゴアンシンアレ

〔訳文・筑豊調節超過高に対する賦課金納入円満解決決定した〕理事諸氏にお伝え乞う〕組合よりもそのこと御報する御安心あれ〕

定メテ相達之事ト存候得共、何等御通信無之ニ付、為念再報ニ及ヒ候御了知可被下候。

昨今若松市場炭況宜シキ為メ、若松市ニ接近セル筑豊鉱業組合ハ鉱業者多数ニテ、殊ニ小坑主多く、何レモ増掘希望ヲ有シ、目下七十万吨余増加申出有之、同組合調節委員諸氏ハ来仕候迄ニ審査セラル、筈ニ御座候際ハ、審査ノ上ナラテハ明瞭セサレモ、何レ二十日後ニハ前陳ノ事情ニ付筑豊鉱業組合ヨリ何分申出ラルヘク候。当番理事ニ御含□御報□置可被下候。各地方モ同様ナラン模様相分リ候ハ、御報知可被下候。炭況ノ宜シキハ無此上モ、増掘ノ処分ニハ理事諸氏多大ノ御迷惑ト可相成、今ヨリ憂慮罷在候。先以書中如此ニ候。敬具

池上駒衛殿 二月二日

資料―三二

タイトル…昭和二年「発信原稿」

整理番号…ほ―四九

作成者…麻生太吉

宛先…池上駒衛

作成年月日…昭和二年二月一日

形態…冊子

拝啓 先達テ電信未着之趣、御通知ニテ相分リ申候ニ付、早速電信局ニ問合申候処、已ニ発信扣本省ニ相廻居候間、原文取寄中ニ付、其手続明確ノ上不着ノ理由重ネテ可申上候。貝島太市氏筑豊〔石炭〕鉱業組合ヨリ理事ニ推薦ノ件ハ、組合ヨリ希望申出相成候儀ト存候。〔石炭鉱業連合會〕理事會之時御推挙願申候。筑豊七十万吨増掘ニ対シ賦課金云々御申越ニ候得共、賦課金ヲ出ス増掘ナラバ規約上当然ニテ何等御通報申上グルコトハ無之モ、筑豊ニハ小坑主多く且市場若松ニ接近セル為メ、変化

甚敷、増掘申出二付、組合ニ於テモ当惑シ、審査ヲ厳密ニシ、他ニ影響セザル様シテ理事会ニ正式請求ノ手續可有之ト存ジ、其ノ事当番理事へ御内報御願申タル次第ニテ、賦課金ヲ出スモノナラバ何故手数ヲ煩シ御耳ニ達シ可申力、御考慮可被下候。

他方面ヨリ増掘無之ハ何ヨリ結構ニ存申候。筑豊ハ何分多数ノ坑主ニテ、優劣甚シク、組合ノ統一ニ付テハ他方面ト違ヒ松本〔健次郎〕氏モ随分心配ニ相見受申候。又聯合会ノ副会長ニテ、多少板挟ミノ立場モ有之カト存申候。聯合会組織當時ハ会長ノ名義モ多少必要ノ場合アリシモ、現今ニテハ何等其必要無之、又松本氏頻ニ上京有之候ニ付、其時臨時理事会御開催、万事当番理事ト御相談被下候ハ、普通要件ノ時ハ上京ノ必要ナキ事ハ能ク心得居申候モ、送炭調節問題ハ重大關係有之候故、乍微力大ニ心配致居申候。就而ハ該問題附議ノ時ハ、前以テ御予定モ可有之ニ付、開会日御一報被下候ハ、上京会場ニ相何度存申候。此之調節問題ノ為メ、各地ト意志ノ疎通ヲ欠ギテハ申訳無之候間、御含置被下度候。何レ御面上可申上、先ハ以書中如此候。 敬具

池上駒衛殿 二月十五日

資料―三三

タイトル…書簡

整理番号…書簡S三―二三九

作成者(発信地)…佐藤慶太郎(福岡県若松市山手通)

宛先(受信地)…麻生太吉(嘉穂郡飯塚町)

作成年月日…昭和三年三月七日

特記…侍史

形態：封書

授受の形…郵便

昭和三年三月七日

佐藤慶太郎

麻生太吉

拝啓 綱分炭坑ニ於テ瓦斯爆發、多数之重軽傷者出来候趣□て、御配慮之御事ト拝察仕候。早速御見舞ニ可罷出□て御座候処、小生長々旅行、昨日帰宅仕候位ニテ、一寸他出仕候ニ付、乍失礼、以書中御見舞申上候。採炭調節ノ件ニ付テハ、其内篤ト御相談申上度存候共、筑豊〔石炭鉱業組合〕常議員会ヤ、東京ニ於テ〔石炭鉱業〕聯合会ノ理事会等ニテハ、誠ニ徹底ノ御打合せ有之タル様ニ候。炭業之将来ニ取リテハ重大ナル問題ニ有之、御熟考置被下度御願申上候。 草々

資料―三四

タイトル…昭和三年「発信原稿」

整理番号…ぬ―三

作成者…麻生太吉

宛先…松本健次郎

作成年月日…昭和三年三月一四日

形態…冊子

拝啓 余寒厳敷御座候処、益御清康奉賀候。扱炭況需給之關係ニ付、過日来佐藤慶太郎氏ハ頻ニ憂慮せられ、再三書面相達申候。幸御上京中ニ付、三谷〔一二〕、七海〔兵吉〕両氏にも書面にて相願置候間、御相談被下、臨時〔石炭鉱業連合会〕理事会にても御催御研究被下候ハ、御考慮奉願候。来月開催之聯合会迄打捨て置事ハ如何かと被存、不取敢以書中

得貴意候。 拝具

松本健次郎様

三月十四日

資料―三五

タイトル…昭和三年「発信原稿」

整理番号…ぬ―三

作成者…麻生太吉

宛先…七海兵吉、三谷一二(両宛)

作成年月日…昭和三年三月一四日

形態…冊子

拝啓 余寒厳敷候処、益御清康奉慶賀候。扱石炭市場ハ、(石炭鉱業連合会) 理事会や甲子会之御蔭にて、甚敷変動も無之相凌居候事ハ、同業者ノ幸福無此上、御同慶ニ奉存候。然るに佐藤慶太郎氏ハ、現在之俣にてハ、多少供給超過可致心配被致申候。實際当地方にて、小坑主ハ炭況宜敷如く誤解さるゝ向あるも、老部分之事にて有之、是等ハ他日御配慮にて順調に進み居る事を氣付く様相成可申も、全国を通して佐藤氏之心配之通打捨て難き様にも被存候。実ハ上京親敷御意見拝聴仕度存候得共、貝島(太市)氏ハ常々在京、松本(健次郎)氏も昨今上京中に付、三谷(一二)氏(三谷宛では「七海(兵吉)氏」とあり)にも相願置候間、御打合せ被成下、臨時理事会にても御開催、何等かの方法御研究被成下候ハ、無此上奉存候。若上京之必要有之候ハ、何時にても出京可仕、乍勝手以書中御願申上度、如此ニ候。 敬具

七海兵吉

三谷一二

三月十四日

資料―三六

タイトル…書簡

整理番号…書簡S三一五四八

作成者(発信地)…三谷一二(東京市麹町区八重洲町一丁目一番地)

宛先(受信地)…麻生太吉(福岡県飯塚町二一四)

作成年月日…昭和三年三月一七日

特記…侍史

形態…封書(三菱鉱業株式会社用封筒)

授受の形…郵便

拝復 余寒難凌ノ候、弥々御清康被為□奉敬賀候。陳ハ去十四日付尊書ヲ以テ、石炭市場ノ現在及将来ニ就テ縷々御垂示ニ預リ、委細拜承仕候。全ク賢慮ノ如ク、若シ此俣ニシテ推移致候トキハ、益々貯炭ノ増加ヲ来シ、供給過多ニ陥リ、從テ炭価ノ低落ヲ来タスニ至ルヘキ事ハ勿論ニ候ガ、一旦低下シタル炭価ハ却々容易ニ釣リ上ゲラルヘキモノニアラザルベク、之ガ救済対応策トシテ種々攻究中ニ有之候得共、各場所各々ニ其事情ヲ異ニセル為メ一概ニ律シ難ク、要スルニ大体論トシテハ如何シテモ此際出炭ヲ制限スルノ外無之、本日石炭鉱業聯合会ニ於テ臨時理事会開催シ、討議致候処、先ヅ左記ノ結論ニ帰着致候様ノ次第ニ御了承被成下度候。

一、爾今毎月從來ノ炭坑定休日ノ外ニ、今日丈定休日ヲ増加シ、出

炭ノ制限ニ資スル事

二、鉱夫ノ欠員ヲ生ジタル場合、可成ク其俣トシ直チニ補充、増員ヲ

為ナズ、自然的出炭ノ制限ヲ計ル事

就テハ、何レ本問題全会ヨリ正式御相談可申上、又小生モ来二十日頃当地出發九州地方へ出張ノ予定ニ付、其節機会アラバ親敷御打合申上度存罷在候処、兎ニ角大勢ヲ決スルニハ、前記二項ノ外ニ出デザルベク、各自此大体方針ノ許ニ協力自制シテ目的貫徹ニ精進致度存候間、幸ニ御同意実施方可然御尽瘁賜リ候様御願申度、可相成ハ至急実行ニ着手シ、幸ニシテ其効ヲ奏シ貯炭漸減ノ傾向ヲ認ムルニ至リ候ハ、元ヨリ撤廢シテ差支無之事ト存候。余ハ拝顔ノ節万々可申上候得共、不取敢書中貴酬旁、如斯ニ御座候。尚時節柄、折角御加養奉祈上候。

草々 敬具

三月十七日

三谷一二

麻生太吉様 侍史

資料一三七

タイトル…書簡

整理番号…書簡S三一五四七

作成者(発信地)…七海兵吉(東京市日本橋区駿河町一番地)

宛先(受信地)…麻生太吉(福岡県飯塚町)

作成年月日…昭和三年三月一七日

特記…親展

形態…封書(三井鉱山株式会社用封筒)

授受の形…郵便

拝啓 益々御機嫌能く被為入、奉賀上候。陳ハ御手紙の趣敬承、御案内

の通り貯炭累月漸増、此の状勢を以てしてハ先行甚懸念ニ不堪ものあり、各地一斉日曜祭日休業の上出炭抑制ニ進ミ度、会、組合意向照会之処、本件実施難の模様ニ有之、從て他ニ何とか対策攻究を要し候ニ付、松本(健次郎)氏も在京ニ付、本日同氏、三菱、炭礦汽船及当社小集協議の事ニ致居候。乍去対策実施の能否如何ハ、更めて申上候迄も無之、先以て筑豊鉱主就中大鉱主の自制ニ待つづく、其態度如何ハ全国歩調統制上最も肝腎ニ有之、北海道其他各地鉱主ハ自ら之れに追隨することに相成可申と存候ニ付てハ、此辺折角御配慮を以て貴方面は誘導に御尽瘁被下候様、願上候。本日協議の次第ハ委細松本氏より御聞取被下度、時下御自愛祈上候。

先ハ右貴酬旁申上度、如此御座候。 拝具

追て三谷(一二)氏ハ、三菱社長令息同道、廿日發九州行、廿八日迄ハ其方用務あり、廿九日博多にて松本氏会合の事ニ相成居候。為念申添置候。

三月十七日 七海兵吉

麻生太吉様

資料一三八

タイトル…書簡

整理番号…書簡S三一五四九

作成者(発信地)…松本健次郎(東京市京橋区山下町拾五番地安川松

本商店東京支店)

宛先(受信地)…麻生太吉(福岡県飯塚町)

作成年月日…昭和三年三月一九日

特記…親展

形態…封書(安川松本商店東京支店用封筒)

授受の形…郵便

拝啓 時下愈御清安奉賀候。陳者昨今炭価之前途下向之兆愈濃厚ニ相成候折柄、時機を逸せざる様速かに之が支持之策を講すべき必要あることは御同感に御座候得共、何分先年来〔送炭〕調節法経過之事情に鑑み、之が適當なる方法之案出にハ苦心罷在候。〔石炭鉱業〕聯合会理事會に於ても、種々協議相重ね、意見之交換も致候得共、別段有効なる明案も無之、一昨日之相談會にてハ、此際大坑主間に或申合せをしてハ如何との意見も出候。差向きニ、三之申合条項ニ就てハ、昨日聯合會より貴意を得候筈、何卒御高配願上候。

小生も来二十七日にハ帰県之筈ニ有之候間、拝顔之上親しく御教示相仰度存候。三谷(一二)氏来本月廿九日福岡一泊之予定にて好機會と存じ、小生より招待致し、〔筑豊石炭鉱業組合〕常議員諸君之御出席を乞ひ、本問題ニ就ても種々意見之交換相試候義ハ有益と存、是非三谷氏に繰合方依頼致置候。確定之上ハ更ニ御案内可申上候間、万障御繰合御出席被下度候。尚貝島太市氏へも御出席相願候筈ニ御座候。先ハ御返事旁如此候。

三月十九日 拝具

松本健次郎

麻生老台 侍史

資料―三九

タイトル…書簡

整理番号…書簡S三―三五八

作成者(発信地)…松本健次郎(福岡県戸畑市)

宛先(受信地)…麻生太吉(東京市麹町区内幸町柊家旅館)

作成年月日…昭和三年四月二日

特記…親展

形態…封書(松本用封筒)

授受の形…郵便

拝啓 時下愈御清祥奉賀候。昨晚御上京之途に就かせられ候趣、無御滞御着京之事と存上候。

飯塚御本邸宛先便申上候通り、小生は七日まで無扨事故有之在宅を要候処、他に用事も御座候間、七日晩之特急にて出京致候事に致候間、若し其節までは御滞京候ハ、拝顔御用承り可申候。

昨夜峠(延吉)氏より石渡(信太郎)へ電話有之、此上に調節之數量を制限する事は、過日一方にて談合之通り、百分三減までハ撫順輸入を同等に差控へる事を条件として同意したるも、其以上は反対にて、百分五とする事にハ同意出来ざる旨繰返し居られ候趣に候間、貝嶋(太市)氏とても同様之御意見と存候。従而種々御面倒之事と相察申上候。小生御同車出京不相叶、犬馬之勞を取り得不申候口甚恐縮に存候。 敬具

四月二日

健次郎

麻生老台 侍史

資料―四〇

タイトル…書簡

整理番号…書簡S三―五二八

作成者（発信地）…松本健次郎（東京市青山南町六丁目一一八）
宛先（受信地）…麻生太吉（福岡県飯塚町）

作成年月日…昭和三年四月二二日

特記…親展

形態…封書

授受の形…郵便

拝啓 時下不順に候処、愈御清祥奉賀候。出京後〔送炭〕調節に關し、当地各理事之意向を聴取り候も、何れも当惑致候て未だ可然腹案も無之候。就てハ四月中之送炭実況明かになり候時期をまち、五月二十日過頃理事會開催致候てハ如何との相談有之候間、小生ハ同意致置候間、赤羽〔克己〕氏ハ、不相変筑豊ガ誠意を欠き居る様諒解せられ、最初〔筑豊石炭鉱業〕組合より報告したる約二十万屯以外之新坑送炭ハ承認難致との強固なる主張に候。小生来二十七日之〔若松〕築港会社総会までにハ帰郷致候間、其内拝顔万□可申上候得共、不取敢右貴意を得候。政界之形成甚危険、結局解散を免かれ申されかと被察候。此二、三日中にハ大勢定まり可申かと存候。

四月廿二日

拝具

健次郎

麻生老台 侍史

資料―四一

タイトル…昭和三年「発信原稿」

整理番号…ぬ―三

作成者…麻生太吉

宛先…船田一雄
作成年月日…昭和三年四月二八日

形態…冊子

拝啓 時下益御清祥奉慶賀候。陳者門司港ニテ〔石炭鉱業〕聯合會評議員總會ノ時ハ、遠方御出張被成下、御高庇ニテ原案可決シ、同業者ノ為メ無此上幸福ト奉存候。台灣視察團御一行モ五月一日全地発ノ由ニ御座候。

扱其節御願申上置候月末決算ハ、北海道ノ如キ気節甚敷異リ又ハ汽船積ノ如キハ余程迷惑セラレ候儀ト奉存候。矢張以前ノ通り年末勘定ノ方穩当ト奉存候。理事会ニ御相談被成下候ハ、無此上、此俟ニ打捨難ク奉存候間、都合ニヨリテハ其為上京致シ親敷皆様ニ御考慮御願致度奉存候。御模様御通知被成下候様、右以書中御願申上候。 敬具

船田一雄様 丸ノ内三菱鉱業会社

四月廿八日

資料―四二

タイトル…昭和三年「発信原稿」

整理番号…ぬ―三

作成者…麻生太吉

宛先…船田一雄

作成年月日…昭和三年五月六、八日

形態…冊子

〔五月六日発〕

オネガヒセシマイツケツサンノケンナルダケハヤクゴヘウギネガヒタ

シ○サクヒマツモトシゼウケフアリオタノミシタキモコノケンハキカニ
ネガヒオルニツキナニトキニテモゼウケフノコトハナシオキマシタ○ケ
フシユクデアリマスガトクベツノオクリアハセゴハイリヨネガフモヨウ
ヘン

東京市丸ノ内三菱鉱業株式会社

船田一雄

〔訳文…御願いせし毎月決算の件なるだけ早く御評議願いたし○昨日松
本氏〔健次郎〕上京あり御頼みしたきもこの件は貴下に願ひ居るに付何
時にてても上京のこと話置きました○恐縮であります但特別の御繰合せ御
配慮願う模様返〕

〔五月八日発〕

ヘンデンハイシヨウ」センドンノトオリイソギゴヒヨウギネガイタシ」
コノゴハゼヒエンマンノゴキヨウギヲキボウスルユエキユニノボリタ
シ」マツモトシニハソノウエニテオウチアワセネガウ」アソウ 親展ニ
カ 時間外ララ 五月八日午後十時半

東京市牛込区納戸町三七

船田一雄

〔訳文…返電拝承〕先電の通り急ぎ御評議願いたし」この後は是非田満の
御評議を希望するゆえ急に上りたし」松本氏にはその上にて御打ち合わ
せ願う」麻生〕

資料—四三

タイトル…書簡

整理番号…書簡S三—五四一

作成者(発信地)…松本健次郎(福岡県戸畑市中原)

宛先(受信地)…麻生太吉(福岡県嘉穂郡飯塚町)

作成年月日…昭和三年五月六日

特記…親展

形態…封書(松本用封筒)

授受の形…郵便

拝啓 時下新緑之候、愈御清祥奉賀候。陳者一昨四日午后直方鉱山学校
に於て開催致候送炭調節委員会に、貝嶋鉱業会社より提出せられ候大ノ
浦坑之大発展を新坑同等と認め之が増送を承認せよとの議に関する状況
之詳細ハ、野田〔勢次郎〕氏より御聴取被成下候事と存上候。実ハ右之要
求に對してハ、小生ハ差向き可成意見を開陳せず、可成平穩裡に円満な
る解決を實現致度存候ひしも、協議之進行に鑑み熟考致候処、却而腹藏
なき意見を率直に陳述致置候を適當と思考致、愚考之次第ハ詳細陳述致
候。就てハ自然峠〔延吉〕、玉井〔磨輔〕両氏之感情も如何かと其後案居
候次第に候。然るに之を新坑同等と認め候時ハ、調節之根本を覆へし、
結局総てに破綻を生ずへきは明かにして、〔筑豊石炭鉱業〕組合統制上も
到底不可能の事と存候。元來調節之標準を前年之出炭に拠る事は、各炭
坑当年の實力より見る時ハ、何れも多少之無理も生し公正を欠くものも
可有之ハ疑ひなき処にして、加ふるに新坑之審査にハ、少なからざる困
難も伴ひ居候も、他に適當なる方法無き為、唯一之手段として無拠現
行の方法を實施し來りたる次第に候。就てハ如此事情より生ずる犠牲ハ、
必らずしも特殊之事情ある二、三之炭坑のみに止まらず、且又多少之利
害得失を異にする結果を生ずる事も又無拠義と被存候。尤も大ノ浦坑の
出炭實力ガ、灌填法の効果顯著となるに従ひ近頃著しく増進したる為め、

現行の調節により甚大なる犠牲を払はれ、且又従来とても共同之利益之為之を忍ばれたる事情ハ、小生も十分理解致候得共、俄かに起りたるものにハ有之間敷、既に調節基準數量を決定して実行し来りたる中途に於て根本ニ遡り変更をなすと同一の結果を齎す如き処理ハ、出来難きものと存し候。且又調節申合に拠るも、万己むを得ざる増送は、賦課金の納付によりてなし得る丈之活路も開かれ居る次第に候間、本年中ハ強めて現状之ま、継続せられ、新坑としての要求に就てハ御再考相願度存候次第に候。本件ハ、峠、玉井両氏の御同意を得て、次回まで宿題と致し居候も、種々憂慮に堪へざる次第にて、貴台に御配慮と御教示とを相仰度、乱筆意を尽きず候得共、取急ぎ大略を具し御願上候。尚明朝電話にて此旨縷々申上度存居候。小生明晩上京之途に就、今回ハ幾分ニ永滞留之予定に御座候間、御含み被下度候。聯合会ニ関してハ、上京後之模様御報可申上候。

五月六日

拝具

松本健次郎

麻生老台 侍曹

資料―四四

タイトル…書簡

整理番号…書簡S三―五四〇

作成者(発信地)…松本健次郎(東京市青山南町六丁目一一八)

宛先(受信地)…麻生太吉(福岡県飯塚町)

作成年月日…昭和三年五月九日

特記…侍史

形態…封書

授受の形…郵便

拝啓 時下益御清安奉賀候。本日池上〔駒衛〕に面談仕候処、北海道鉱業会にてハ、先般〔石炭鉱業〕聯合会決議之五分減に対し依然不同意を申立て居る向も有之候為、過日協議会を開く予定之処、大倉家之不幸其他之事情にて今ニ開会ニ至らず、其内開会之上右に關する同会之方針を決定する筈に相成居候様之事情に有之為、此際聯合会理事會を開き候ても、何等決定難致次第にて、貴電に対しても不本意ながら本月廿日過まで御待相願候外無之事情陳述致され候。右之事情ハ己むを得ず不申義と存、同意を表し置候。何卒御含み被下度、聯合会に於ても、右之成行によりてハ尚多少之紛糾ハ免かれ不申事かと憂慮致候次第に御座候。不取敢右貴意を得候。 敬具

五月九日

健次郎

麻生老台 侍史

資料―四五

タイトル…昭和三年「発信原稿」

整理番号…ぬ―三

作成者…麻生太吉

宛先…松本健次郎

作成年月日…昭和三年五月一二日

形態…冊子

拝啓 御上京御疲労奉察上候。先日申上置候通り、月割変更ノ事ハ船田

〔二雄〕氏ニ依頼致置候モ、老台御上京ニ付、直接懇談セラレテハ御迷惑ト存ジ、第一發電候処、全氏ヨリ返信ニ接シ候間、御迷惑ニナラサル意味ヲ以テ第二ノ發電セシニ、返電ニ出状トノ事ニ付、到着相待チ居候折柄、御書翰相達シ、北海道ノ様子モ相分リ申候。

船田氏ノ返電ハ、月末之模様ニ依リ協議被下候様相見エ候得共、可成クバ未定中ニ理事會ニ御研究願上度存居申候。二十日ヲ不待出発仕度トモ存居申候。今回ノ事ハ老台ニ御迷惑不相成ルヤウ老生上京皆様ニ御相談致度奉存候。御含置被成下度、右御返事旁々如此候。 敬具

外ニ發電通信写添附

松本健次郎様

第一發電

御願セシ毎月決算ノ件ナルタケ早く御評議願ヒタシ、昨日松本氏上京アリ御願シタキモ此ノ件ハ貴下ニ願ヒ居ルニ付何時ニテモ上京ノ事話シ置キマシタ。恐縮デアリマスガ特別ノ御練合セ御配慮願フ。模様返ン

麻生太吉

第一返電

貴電拝承四月末ノ実績ヲ見タル上協議ノ事ニ成リ居レルガ尚松本氏ノ御話モ伺ヒタル

上更ニ何分ノ事申シ上グ 船田一雄

第二發電

返電拝承先電ノ通り急ギ御評議願ヒタシ。此ノ件ハ是非円満ノ御協議ヲ希望スル故急ニ上リタシ。松本氏ニハ其ノ上ニテ御打合せ願フ。麻生

第二受信

再度ノ貴電拝承北海道他ノ模様二十日頃デナクテハ分ラザルニ付キ理

事會ニ五日頃開催。

御申越ノ問題其際協議スルコトニシタシ委細文ニテ申シ上グ。船田

五月十二日

資料―四六

タイトル…書簡

整理番号…書簡S三一六一五

作成者(発信地)…松本健次郎(東京市青山南町六丁目一一八)

宛先(受信地)…麻生太吉(福岡県飯塚町)

作成年月日…昭和三年五月一五日

特記…親展

形態…封書

授受の形…郵便

拜啓 時下愈御清安奉賀候。貴翰難有拜見、御高見之次第諒承仕、今朝池上(駒衛)に面談之上、可成速かに理事會開催之事ニ相運候様談示仕候。小生ハ御思召之次第も有之、且又用事之都合にて、来二十日發一応帰県仕候間、尊台御出京と行違に相成可申かと存候。何卒宜敷御配慮被下度願上候。小生ハ六月初再出京之予定ニ御座候。

五月十五日 拜具

松本健次郎

麻生老台 侍曹

資料―四七

タイトル…書簡

整理番号…書簡S三一六一四

作成者(発信地)…船田一雄(東京市丸の内三菱鉱業会社)

宛先(受信地)…麻生太吉(福岡県嘉穂郡飯塚町)

作成年月日…昭和三年五月一六日

特記…侍史

形態…封書

授受の形…郵便

拝復 益御清適奉敬賀候。陳者送炭問題ニ関シ、再度ノ御懇書委細拝承、御来示ノ趣至極御尤ノ義ニ奉存候処、毎度申上候通り各地方ノ実情明瞭トナラザレバ、単ニ一、二地方ノミノ事情ニ依リ決定スル事ハ至極困難カト被存、且ツ予テ御懸念相成居候北海道ノ問題ハ、本日ノ情報ニ依レバ各社ノ誠意ト協調ニ依リ既定ノ通り大体相纏リ候様子ニ有之候間、他地方組合ニ於テモ之ニ倣ヒ總會ノ決議ヲ尊重スル方針ニ出ヅル外無之形成ニ口不被致、旁(石炭鉱業連合会)理事会ハ、来ル二十五日開催ノ予定ト相成居候間、何卒不悪御了承被下、此上共大局御取纏メ方一段ノ御高配賜リ度希上候。尚小生急用出来、明晩当地出發朝鮮へ出張可致、途中下ノ関ニ於テ、十八日夜午後十一時發船迄約一時間有之候間、若シ其節御面会出来候ハ、詳細御話可申上、松本(健次郎)氏モ一、兩日中出發御帰国ノ予定ニ付、全氏ヨリモ御聞取被下度、右不取敢拝答旁得貴意候。

敬具

三菱鉱業会社

船田一雄

麻生太吉様

資料―四八

タイトル…書簡

整理番号…書簡S三一五九三

作成者(発信地)…松本健次郎(東京市青山南町六丁目一八)

宛先(受信地)…麻生太吉(福岡県飯塚町)

作成年月日…昭和三年五月一七日

特記…親展

形態…封書

授受の形…郵便

拝啓 時下不順勝ニ候処、愈御清安奉賀候。本日貴電拝誦、難有存上候。(石炭鉱業)聯合会之事情ハ、明日船田(一雄)氏へ御面会之上御承知被下候事と存、省略仕候得共、理事会日取も既ニ決定之趣、且又漏れ承はり候処にてハ北海道も既定之方針にて落着致居候様ニ候間、此際更ニ御提案相成てハ、却而予期せざる勘定など相生候様にも愚考致候間、詳細ハ御面話申上度存候。小生ハ来二十二日朝船にて着門、帰郷仕候。

五月十七日 拝具

健次郎

麻生老台 侍曹

資料―四九

タイトル…昭和四年「発信原稿」

整理番号…へ―五一

作成者…麻生太吉

宛先…松本健次郎

作成年月日…昭和四年四月一七日

形態…冊子

拝啓 井上元帥御不幸、何共御言葉の申上様も無之、深く乍恐御同情申上候。鹿児島にて御祭典被為在御帰福之御□□相煩、実は先日十六日に八福岡にて拝顔可申上御□□上置候処、愚弟病氣急変之為め、野田〔勢次郎〕方相合せ申事に申付置申候処、御電話之間違にて甚恐縮仕候。小山買収之件、貝島〔太市〕君之方若異存有之候は、御通知次第私よりも尚同意有之候様懇談可申候。三菱之同意ハ大切ニ奉存候故、他之同意前ニ是非御同意被成下候様懇談願ヒ候。廿六日ノ総会ハ只今にてハ何共申上兼候次第にて、甚困入居申候。右不取敢以書中如此御座候。 敬具

松本健次郎様

四月十七日

資料―五〇

タイトル…昭和四年「発信原稿」

整理番号…へ―五一

作成者…麻生太吉

宛先…堀三太郎、池上駒衛

作成年月日…昭和四年四月二〇、二二、二三日

形態…冊子

〔堀宛〕

テイコクタンキヨウノケンニツキ〇二三ヒゴメンカイシタシ〇ゴツゴウ
クダサレバコノウエナシ〇アソウ

長崎県西彼杵郡松浦村東松浦炭坑 堀三太郎 四月二十日午後七

時十分

〔訳文…帝国炭業の件に付〇二三日御面会したし〇御都合下さればこの上なし〕

〔池上宛〕

小山探掘炭買ヒ上ケノ件〇重大ノ問題ニ付〇成立スル様〇当番理事ニ特別ノ御配慮御願ヒ下サイ〇又住友石炭非常ノ拡張ニ付理事ニ推挙アル様希望ス〇松本氏昨夜出発アリ委細頼ミタ〇二四ヒバンタチ会議ノ間ニ合イマス〇アソウ

四月二十一日午後二時

池上駒衛 東京麹町区工業倶楽部石炭聯合会事務所

〔池上宛〕

別ニ用アリ 野田〔勢次郎〕昨夜立ち上京シマシタ〇サクヒ電セシ買ヒ上ケ炭ノ一件ニ付〇奔走スルコト又他ニ御用モアラバ僕ノ代リニ御使ヒ下サイ

ムニ〔照校〕

麻生

池上駒衛

四月廿二日午前九時

資料―五一

タイトル…昭和四年「発信原稿」

整理番号…へ―五一

作成者…麻生太吉

宛先…七海兵吉、松本健次郎

作成年月日…昭和四年五月七日

形態…冊子

〔七海宛〕

電見タ新聞記事ニ相違アリ○実ハ帝炭整理火急ヲ要シ又起業〔起行小松〕木屋瀬ノ閉鎖困難ノ事情アル○帝炭救済ノ為メ新会社設立引受ケル事ニナツタ○新会社持株ハ従来関係者ノ外自分モ加入シ五分五厘ノ株ヲ持チマシタ○御徳坑買収ノ事ハ松本〔健次郎〕氏ガ交渉中ノ事御聴取ト存ジマス○御徳ノ実行促進ノ意味ニテ帝炭整理ニ関係セル訳ナルモ○ソレガ五分減調節ノ協議ニ迄紛糾ヲ来スハ不容易事ト思フニ付○次ノ様ニ御協議アリテハ如何○実ハ目下契約調印移転登録進行中ニツキ○一応新会社ニ引受ケタル上○自分ノ持株全部ヲ今回設立ノ新会社ニ御譲スルコトニシテハ如何○此ノ意味御説明、理事会ニテ五分減調節ノ実行至急進行方御配慮願ヒタシ 麻生太吉

ムニ、ニカ、ララ〔照校、親展、時間外取扱〕

五月七日午後九時二十分

七海 兵吉 小石川区宮下町

〔松本宛〕

電見タ○新聞記事相違ノ事並ニ帝炭引受ケ新会社設立ノ事情七海氏ニ電シタルニ付キ其ノ意味ヲ以テ御協議ノ上五分減調節実行進行方御尽力願フ 麻生太吉

ララ ムニ ニカ

五月七日午後九時二十分

資料―五二

タイトル…昭和四年「発信原稿」

整理番号…へ―五一

作成者…麻生太吉

宛先…松本健次郎、池上駒衛、七海兵吉
作成年月日…昭和四年五月二一、一二日
形態…冊子

〔松本宛〕

貴電拝見御了解出来此ノ上モアリマセヌ○五分減御決議ヲ祈リマス○御厚配謝ス○皆様ニ宜敷 麻生太吉

松本健次郎 五月廿一日

〔松本、池上宛〕

貴電拝承御厚配深謝ス

松本健次郎 五月廿二日

池上駒衛

〔松本宛〕

電拝見御了解出来此之上モアリマセヌ五分減御決議祈リマス○御厚配謝ス皆様ニ宜敷

麻生

松本氏宛 五月廿一日

〔七海宛〕

貴電及松本氏ノ電拝見○御了解出来此之上モアリマセヌ○五分減御決議ヲ祈リマス○万事御厚配願フ

七海氏宛 五月廿二日八時五分

資料―五三

タイトル…昭和四年「発信原稿」

整理番号…へ―五一

作成者…麻生太吉

宛先…岩崎寿喜蔵

作成年月日…昭和四年六月一日

形態…冊子

拝啓 過日ハ浜ノ町ニ御来訪被成下候処、欠礼之段御詫申上候。其節御内意ノ坑山買収之件ハ、東京ニ於テ当分中止セラル事ニ協定相成候由、松本氏〔健次郎〕帰県承リ申候。右様御了知被成下度、御含迄ニ以書中如此候。

敬具

岩崎寿喜蔵 六月一日

資料―五四

タイトル…書簡

整理番号…諸―三―一

作成者(発信地)…佐藤慶太郎(東京市麹町区丸ノ内二丁目一番地東

京ステーションホテル)

宛先(受信地)…麻生太吉(東京市麹町区内幸町柵屋支店)

作成年月日…昭和五年三月一日

特記…親展

形態…封書(東京ステーションホテル用封筒)

授受の形…郵便

麻生老台 左右

佐藤慶太郎

拝啓 過刻ハ長時間御妨仕候。一寸御談申上候通り、池上〔駒衛〕氏ニ昨

日小生ノ考話シ置候処、只今同氏ヨリ別紙之通り通知致参候。愈々機運ハ熟シ居候様被存候間、此際是非共成立候様特別之御配慮御願申上候。松本〔健次郎〕氏ハ此事已ニ御存ジカトノ存不申候へ共、御序御談被下度候。

右迄 草々

〔別紙〕

三月一日 池上駒衛

前略 撫順炭販売会社谷川専務より昨日承り候処、仙石〔貢〕総才ハ撫順炭内地輸入額全部を内地炭業者、例へバ〔石炭鉱業〕聯合会又ハ甲子会の如きに一手委託するを得策と思惟する旨明言せられ候由、右ハ御話の御計画に好都合と存候間御一報申上候。草々

佐藤老台 侍史

資料―五五

タイトル…書簡

整理番号…諸―三―一

作成者(発信地)…佐藤慶太郎(大分県別府市田の湯区旅館田の湯

館)

宛先(受信地)…麻生太吉(福岡県嘉穂郡飯塚町立岩)

作成年月日…昭和五年三月一〇日

特記…侍史

形態…封書(旅館田の湯館用封筒)

授受の形…郵便

昭和五年三月十日

別府ヨリ

佐藤慶太郎

麻生老台 左右

拜啓 東京ニテハ御訪問申上御邪魔候。其后電話□情報ニ対スル郵送ハ、御入手被下候事ト奉存候。小生ハ急ニ用事出来ニ付、朝出立四日帰若、一昨八日当地エ参リ候。多分十七日頃ニハ帰若、月末ニ又々上京ノ予定ニ御座候。

去四日御招宴ノ席ニテ、例ノ談□□分テモ出テ候ヤ、安川―小出〔英男〕君ニ、松本〔健次郎〕氏御帰着ノ上ハ聞取置呉レ度依頼致置候へ共、一昨日出立前同氏ニ問合セ候処、聞取ノ機会ナシトノ事ニ候模様拜承仕度候。尚小出氏ヨリ聞ク処ニヨレハ、松本氏産業審議会ニテ説明云ク、炭業会強化ノ件ニ付調査サレタル趣ニテ、実行着手ハ如何カナド細キ事ヲ申居候。松本氏ト御会谈ノ結果ハ如何ニ御座候ヤ、矢張り□心ニ実行ニ移ス御考ニ候ヤ、右ハ本件ニ付尤モ重要ナル事ト奉存候。

鉄道省買上ノ代リニ〔石炭鉱業〕聯合会ニテ引受候撫順炭十参万屯（？）ハ、何レ多少ノ犠牲ハ覚悟シテ、支那方面テ御処分相成候事ト奉存候カ、為替不利ニテ支那エノ輸出困難ノ折柄ニ付、聯合会ニ於テ輸出炭ニ対シ老屯老凹位ノ奨励金ヲ□処、二三ヶ月テモ与ユル方法ハ無之候ヤ上ニモ、炭況回復ノ一方法カト奉存候。銅ノ如キハ各社ニ割当テ、先般ヨリ都合老万屯ヲ英国ニテ拔売致シ候□又相談中ニ御座候。御意見拜承仕度候。前陳ノ如ク小生ハ、月末上京可致ニ付、若シ小生ニテ相叶候様之事モ御座候ハ、何ニテモ御下命被下度、都合ニテハ上京前御伺申上候テモ宜敷候。

右申上度 草々敬具

資料―五六

タイトル…昭和五年「発信原稿」
整理番号…て―二七

作成者…麻生太吉

宛先…佐藤慶太郎

作成年月日…昭和五年三月一三日

形態…冊子

拜啓 先達ハ久方振御拜顔ヲ得、御健勝深ク御喜申上候。其節ハ共同販売ノ件ニ付、種々御高見拜聴、難有奉存候。不計長滞在致、漸ク去ル九日帰宿、当方ヨリ御通信可申上存居候処、御懇書相頂キ奉謝候。

共同販売之件種々相試シタルモ、〔三井〕物産会社ニ不同意ナキカト存申候。重要ニテ有之手寄ノ筋ニ相頼置申候。先日モ申上ル通り、〔石炭鉱業〕聯合会ハ昨秋五分減ト、今尚五分減ノ件、各地ノ組合ニテ打合セ中ニ付、其決定ヲ待、満鉄会社モ内地ト同様ノ調節相願フ事ヲ第一トスル事ニ相成申候。同会社鉄道省納入炭ハ聯合会引受済ニ付、此ノ受引方法目下交渉中ニ候。満鉄石炭販売部ノ権利ヲ聯合会ニ引受方懇談致事ニ相成申候。此交渉ノ時宜ハ惣テ在京在住ノ理事ニテ打合被下、私共上京必要ノ時ハ何時ニテモ直チニ出発ノ心組ニ御座候。皆様方ノ御蔭ニテ余程機運モ進ミマシタ様ニ存申候。尚年此上御配慮相願候。折角御大切ニ御自愛奉祈候。先御報芳如此候。 敬具

佐藤慶太郎 三月十三日

資料―五七

タイトル…書簡

整理番号…諸―三一四

作成者（発信地）…木村久寿弥太（東京市丸の内三菱合資会社）

宛先（受信地）…麻生太吉（福岡県嘉穂郡飯塚町立岩）

作成年月日…昭和五年四月一日

特記…御直披

形態…封書

授受の形…郵便

春陽之好時節、益御清福大賀之至ニ奉口上候。却說過日若松築港会社にて拝眉之節御申聞之件ニ付、十日漸く団〔琢磨〕氏ニ会合意向相探り申候処、主義ニ於ては至極賛成に有之候も、実行困難之事柄ニ付、篤と其方法承候上ならては容易に御引受も致し兼るとの事にて、頗難色有之申候。就ては近く御上京之機会を以て、一応御説得相成候様得度、乍遅延右御左右申上候。 敬具

昭和五年四月十四日

木村久寿弥太

麻生老台 御侍曹

二白 十一日早朝より上州出張之為御左右遅延ハ海容願上候。

資料―五八

タイトル…昭和五年「発信原稿」

整理番号…て―二七

作成者…麻生太吉

宛先…仙石貢

作成年月日…昭和五年五月四日

形態…冊子

〔第一報〕

オネガイノコトアリ」六ヒウラルマルニノリ」ウカガイマス」ゴメンカ
イデキウルバシヨ」オルスタクニオモウシオキネゴウ」 麻生太吉

ムニ（照校）ニカ（親展） 五月四日

南滿洲鉄道株式会社

総裁 仙石貢 大連市

〔訳文…お願いの事あり〕六日ウラル丸に乗り「伺います」御面会出来得る場所」御留守宅に御申し置き願う」

〔第二報〕

返電拝承」石炭聯合会ニ関シ御願ノ一件ニテ伺ヒマス」九、十兩日御地
ナレバ此上ナシ」麻生

ウナムニ（至急、照校） 五月四日夕

仙石貢

資料―五九

タイトル…昭和五年「発信原稿」

整理番号…て―二七

作成者…麻生太吉

宛先…野田勢次郎、貝島太市

作成年月日…昭和五年五月一〇日

形態…冊子

〔野田宛〕

調節問題ハ好都合ニ運ビタルモ」鉄道納メ引受ケ問題ニテ遺憾ナガラ不
結果トナリタ」今日立ち帰ル」 麻生

五月十日 大連ヨリ

野田勢次郎

〔貝島宛〕

幸好都合ニ運ヒタルモ「鉄道納メ引受ケ問題ニテ不結果トナリタ」委細
帰国ノ上御話シ申シ上グ」麻生

ニカ〔親展〕 五月十日 大連ヨリ

貝島太市

資料一六〇

タイトル…昭和五年「発信原稿」

整理番号…て一二七

作成者…麻生太吉

宛先…貝島太市

作成年月日…昭和五年五月一三日

形態…冊子

拝啓 今回満鉄総裁訪問ニ付テハ種々御援護ヲ蒙リ、御親切ノ段奉感謝
候。昨日ハ門司港へ小蒸気船御廻シ被成下候ノミナラス、御店員御迎ヒ
被成下、重々恐縮仕候。御店員へ御伝言相願置候通り不結果ニ終リ、遺
憾ニ存居申候。筆不調法ノ者カ文意ヲ以テ御報告スル事ハ徹底兼致候ニ
付、実ハ今夕出発直接御報告致シ申度存居リ申候処、無止用事差起リ、
一応書面ニテ報告致、上京見合申候。幸御上京ニ付、三谷（一二）、船田
〔二雄〕御両氏ニ御面会万事御打合せ被成下度候。先ハ御報旁如此御座候。

五月十三日 敬具

貝島太市

資料一六一

タイトル…昭和五年「発信原稿」

整理番号…て一二七

作成者…麻生太吉

宛先…七海兵吉

作成年月日…昭和五年五月一六日

形態…冊子

拝啓 益御清康奉慶賀候。陳者先日渡満仙石〔貢〕総裁病氣中ニ不拘、再
度枕元ニテ懇談、調節問題ハ能ク了解ヲ得タルモ、最後ニ鉄道納炭十三
万屯問題ニテ不結果ト相成、遺憾ニ奉存候。此事ハ既ニ当番理事ニ報告
致置候間、御聞取及ノ事ト奉存候。炭坑買潰シ問題ハ、満鉄トノ調節問
題解決ノ上具体的ニ相進ミ度存居申候テ、出発前貝島〔太市〕、安川〔清
三郎〕両氏ニハ一応話置候モ、未ダ御了解ヲ得タル訳ニハ無之候。幸貝
島氏近日御上京ノ由ニ付、御話被成下候様相願度候。此問題モ相成ベク
早キ方有利カト存候間、御含ミ置願上候。右不取敢以書中、如此御座候。

五月十六日 敬具

七海兵吉

資料一六二

タイトル…昭和五年「発信原稿」

整理番号…て一二七

作成者…麻生太吉

宛先…三谷一二

作成年月日…昭和五年五月一九日

形態…冊子

御手紙拝見○今回渡満ハ御報告セシ通り炭業界救済ノ意味ヲ以テ懇願シ一旦御同意セラレタルモノガ○納炭問題ニ関シ取消サルハ頗ル遺憾ナリ○満鉄会社ハ私設会社ト違ヒ政府ノ保護ノ関係モアリ旁立場上大ニ御考慮下サルル様○尚副総裁ニ親シク御懇談ノ上調節問題ノ復活スル様御配慮ヲ願フ○麻生

ムニ(照校) ニカ(親展)

五月十九日

三谷一二 丸ノ内三菱鉱業会社

資料一六三

タイトル…昭和五年「発信原稿」

整理番号…て一二七

作成者…麻生太吉

宛先…佐藤慶太郎

作成年月日…昭和五年一月四日

形態…冊子

拝啓 上京中御來訪被成下候処、折悪敷発熱シテ打臥、失礼ノ段奉謝候。其後全快、本日帰着仕候間、乍憚御休神被成下度候。送炭調節問題モ都合能ク相纏リ、御同慶ニ奉存候。満鉄、内地同様調節交渉問題ニ付、互助会員ト久恒(貞雄)君ニ面会、(石炭鉱業)聯合会理事近日大連ニ出張ノ事打合セ申候。不取敢以書中御挨拶迄、如此候。

敬具

佐藤慶太郎様

十一月四日

資料一六四

タイトル…昭和五年「発信原稿」

整理番号…て一二七

作成者…麻生太吉

宛先…岩崎壽喜蔵

作成年月日…昭和五年一月一日

形態…冊子

拝啓 秋冷ノ候、益御清康奉慶賀候。送炭問題(石炭鉱業)聯合会協議ノ模様ニヨリ御交渉ノ運ニ至ルカモ難斗ト存ジ、炭坑書類其俣御預リ申上居候得共、昨今ノ様子デハ急ニ埒明不申候ニ付、一応御返上申上候。御落手被成下度候。何レ御面上可申上候。先ハ以書中如此候。

書留

敬具

岩崎壽喜蔵様 十一月十一日

資料一六五

タイトル…昭和七年「発信原稿」

整理番号…み一三四

作成者…麻生太吉

宛先…池上駒衛

作成年月日…昭和七年五月一八日

形態…冊子

拝啓 益御清康奉慶賀候。扱来ル二十四日開会ノ理事会ニハ是非出席致度存候モ、電信ニテ相断リ候通り関係会社ノ總會ニテ三十日以後ニナラ

ザレバ上京致兼、甚遺憾ニ存申候。

撫順炭例へ輸入制限ノ事ト協定相成候ニテ、昨今ノ如ク内地ニ於テ安価販売セラレテハ、御互ニ非常之困難ニ陥ル事ト憂慮仕候。同炭ハ大連ヲ基礎トシテ内地各港ニ輸送スル石炭運賃ニ大差ナキ為メ、例へバ筑豊炭ヲ若松港ヨリ大阪まで帆船輸送スル時ハ平均運賃毎噸約壹円四拾五錢ヲ要スルモ、撫順炭ノ大連ヨリ大阪へ直送スル若松大阪間運賃ハ誠ニ僅少ナルモノ、如ク存セラレ候。之ヲ筑豊炭ト比較スレバ其運賃ノ差額ナルガ為メ、大阪市場ニ於テ筑豊炭販売困難ナル事ハ甲子会幹部ニ於テ既ニ御承知アラセラル、次第ト存候。其他九州製鉄所以外ノ工場及中国各地ニモ、徐々ニ輸入ノ傾キ有之、此外ニモ各地ニ於テ撫順炭ノ為メ販売上余程困難セラレ居ル事ト存申候。撫順炭ノ販売ヲ何トカ協定ノ方法ハ無之カ御研究被下候様、当番理事ヲ始メ皆様ニモ宜敷御相談相願候。右以書中如此御座候。

敬具

五月十八日 麻生太吉

池上駒衛様 書留親展

資料一六六

タイトル…電報

整理番号…書簡S七―六七四

作成者(発信地)…野田勢次郎(福岡県飯塚市)

宛先(受信地)…麻生太吉(東京府東京市麹町区丸ノ内内幸町柊家旅

館東京支店)

作成年月日…昭和七年七月二日

特記…照校(ム二電)

形態…紙

授受の形…電信

レンジツノゴシンロウヲシヤス」ケウマツモトシヨリケイカホウコクラキキマシタ」ブジュンヲフクム」ハンバイトウセイキカンヲセツチスルコトヲ」ジャウケンツスルナラバ」レンジウカイアントウリ」チヨウセツニサンセイスルコトヲ」ケツギシマシタ」ノダ

〔訳文…連日の御心労を謝す〕今日松本「健次郎」氏より経過報告を聞きました「撫順を含む」販売統制機関を設置することを「条件とするならば」石炭鉱業」連合会案通り」調節に賛成することを「決議しました」野田

(1) 『石炭鉱業聯合会創立拾五年誌』、五頁。

(2) 同右、序。

(3) 荻野喜弘「一九二〇年代前半における石炭鉱業連合会の活動と筑豊炭鉱業」『経済学研究』(九州大学) 第五九卷第三・四号、一九九三年、同「昭和初年における石炭鉱業連合会による送炭制限」『経済学研究』(九州大学) 第六四卷第五・六号、一九九八年。

(4) 松尾純廣「日本における石炭独占組織の成立」『社会経済史学』第五〇巻第四号、一九八五年、同「石炭鉱業連合会と昭和石炭株式会社」橋本寿朗・武田晴人編『両大戦間期日本のカルテル』所収、御茶の水書房、一九八五年。

(5) 拙稿「麻生太吉の炭業統制指向とその論理——地方企業家による地方経済の調製——」『エネルギー史研究——石炭を中心として——』第一

六号、二〇〇一年。

(6) なお、大正一四年の送炭制限再開決定前後における貝島の動向について、

『福岡県史近代史料編筑豊石炭鉱業組合』(二)、および同書所収「解題」(荻野喜弘稿)、永江眞夫「第一次大戦後期から昭和恐慌期にいたる貝島石炭業経営の展開」荻野喜弘編『戦前期筑豊炭鉱業の経営と労働』所収、啓文社、一九九〇年、を参照。

(7) この点に関しては、前掲拙稿を参照されたい。

(8) 我々の視点から言えば石炭業カルテル成立の根拠は、大手間の強調すなわち寡占的な生産集中によって成立したのではなく、市場の不安定要因である中小規模の炭鉱の動きを大手側が抑え込もうとして成立したといえる。なぜなら市場の安定には参加者全員の協調行動が必要だが、経営が構造的に不安定となりやすい中小炭鉱は、協調行動から外れやすいという特徴を有しているからである。石炭鉱業連合会による送炭制限において制限率が地方毎あるいは全国的に一率であったのは、大、中、小炭鉱間の協調維持が重視されたことよっている。また、同会の正副会長に筑豊地場の有力炭業主が選任されたのは、他地方に比べて大、中、小炭鉱が錯綜している筑豊地方が、協調行動において構造的に弱くそれゆえ全国的な協調行動に破綻をきたす恐れがあるため、炭業界全体の意志として筑豊地場の有力者をカルテルトップに選任することにより、炭業界の意思統一に全会一致を強力に図ろうとしたためであろう。

(9) 大正一〇年の石炭業カルテル成立において、麻生太吉が最も熱心に活動したと松本健次郎は述べている(清宮一郎編『松本健次郎懐旧談』鱒書房、一九五二年、二〇一頁)。

(10) なお、麻生家文書「諸」の目録は、秀村選三代表編集『九州石炭礦業史

資料目録』第一集、西日本文化協会、一九八五年、に所収されている。